

第 111 回 科学技術部	資料 2 - 2
令和元年 7 月 25 日	

厚生労働科学研究の成果のまとめ (平成 30 年度)

本資料は、「厚生労働科学研究の成果に関する評価（平成 30 年度報告書）」を作成するにあたり、各研究事業の担当部局・課室において作成した成果等を取りまとめたものです。なお、各研究事業の成果の概要中、「5. 研究成果の評価」及び「6. 改善すべき点及び今後の課題」については、各研究事業の事後評価委員会委員が確認した記載内容となっています。

令和元年 7 月

厚生労働省

目 次

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧	4
2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）	5
<u>I. 行政政策研究分野</u>	
1. 政策科学総合研究事業	
（1）政策科学推進研究事業	5
（2）統計情報総合研究事業	8
（3）臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業	11
（4）倫理的法的社会的課題研究事業	14
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	18
3. 厚生労働科学特別研究事業	22
<u>II. 疾病・障害対策研究分野</u>	
1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業	
（1）健やか次世代育成総合研究事業	28
2. がん対策推進総合研究事業	
（1）がん政策研究事業	32
3. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業	
（1）循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	35
（2）女性の健康の包括的支援政策研究事業	39
（3）難治性疾患等政策研究事業	
ア. 難治性疾患政策研究事業	43
イ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業（免疫アレルギー疾患政策研究分野）	46
ウ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業（移植医療基盤整備研究分野）	52
（4）慢性の痛み政策研究事業	57
4. 長寿・障害総合研究事業	
（1）長寿科学政策研究事業	60
（2）認知症政策研究事業	64
（3）障害者政策総合研究事業	68
5. 感染症対策総合研究事業	
（1）新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	72
（2）エイズ対策政策研究事業	75

(3) 肝炎等克服政策研究事業	78
-----------------	----

Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進研究事業	84
2. 労働安全衛生総合研究事業	91
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) 食品の安全確保推進研究事業	93
(2) カネミ油症に関する研究事業	96
(3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	99
(4) 化学物質リスク研究事業	104
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	108

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧

I. 行政政策研究分野

政策科学推進研究事業
統計情報総合研究事業
臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業
倫理的法的社会的課題研究事業
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
厚生労働科学特別研究事業

II. 疾病・障害対策研究分野

成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
がん政策研究事業
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
女性の健康の包括的支援政策研究事業
難治性疾患政策研究事業
免疫アレルギー疾患等政策研究事業（免疫アレルギー疾患政策研究分野）
免疫アレルギー疾患等政策研究事業（移植医療基盤整備研究分野）
慢性の痛み政策研究事業
長寿科学政策研究事業
認知症政策研究事業
障害者政策総合研究事業
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
エイズ対策政策研究事業
肝炎等克服政策研究事業

III. 健康安全確保総合研究分野

地域医療基盤開発推進研究事業
労働安全衛生総合研究事業
食品の安全確保推進研究事業
カネミ油症に関する研究事業
医薬品・医療機器品等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
化学物質リスク研究事業
健康安全・危機管理対策総合研究事業

2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	政策科学推進研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付政策評価官室
関係部局	医政局、子ども家庭局、社会・援護局、保険局、年金局、政策統括官（総合政策担当）、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	291,208	32	24
平成 29 年度	294,814	20	18
平成 30 年度	354,545	20	20

3. 研究事業の目的

本研究事業は、社会・経済構造の変化と社会保障に関する研究を推進することにより、各社会保障施策についての費用対効果などの客観的根拠を得ることや、効果的・効率的な社会保障施策立案の実施を目標とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ・「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」（平成 28～30 年度）では多面的・多次元的な貧困の把握に取り組み、本研究成果は国立社会保障・人口問題研究所による「生活と支え合いに関する調査」の調査項目として使用された。 ・「都道府県医療費適正化計画推進のための健診・医療等の情報活用を担う地域の保健医療人材の育成に関する研究」（平成 29～30 年度）では医療費適正化計画に係わる人材育成プログラムやツールの開発に取り組んだ。本研究成果は第 3 期都道府県医療費適正化計画の進捗状況把握と PDCA サイクルの実効性を高めるための、都道府県担当者の技術向上とデータ活用の推進に寄与するものである。
② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし。									
③ 目的とする成果が得られなかった事例									
該当なし。									
(2) 論文数などの業績(平成30年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
5	9	0	0	20	6	0	0	1	25

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>経済のグローバル化の進展、雇用環境の変化、人口減少及び高齢化による生産年齢人口の減少、世帯や家族のあり方の変化等、社会・経済構造の大きな変化が起こる中、社会保障にかかる費用は増大し、社会保障のあり方が問われている。社会・経済構造の大きな変化に対応した持続可能な社会保障制度とするよう不断の見直しを行っていくことは、未来への投資につながるものであり、我が国の経済社会にとって最重要の課題の1つである。その中で医療、介護、福祉、雇用、年金などの各制度が内包している課題に対応した社会保障の機能強化に努めつつ、経済を支え、経済成長に貢献する社会保障制度を構築するための研究を推進する必要がある。また近年、エビデンス(科学的根拠)に基づいて、より質の高い効果的・効率的な施策立案を行うことが求められていることから、社会保障施策立案に資する専門的・実務的観点から必要性の高い理論的・実証的研究が実施されている。</p>
効率性 の観点 から	<p>研究は事前評価委員会の審査を受けて採択され、毎年中間・事後評価委員会で評価がなされ、研究者へ研究計画の助言も行っており、研究計画や費用対効果等の妥当性等を踏まえて研究の採択・実施が行われている。</p> <p>また、研究課題は、省内関係部局と調整の下、施策の推進に真に必要で緊急性の高い課題を優先的に実施している。</p>
有効性 の観点 から	<p>診療報酬における費用対効果や医療費の適正化に関する評価のための分析、我が国の貧困の状況に関する多面的・多次元的な把握と指標の開発及び要因分析、都道府県医療費適正化計画の実施体制の分析及び同計画に係わる人材育成プログラムの開発等を通して、厚生労働行政施策の企画立案、推進、及び効率化に資する社会保障領域の研究等に取り組んだ。</p>

多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果が、少子化、医療、介護、社会福祉、年金等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用されている。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で必要な基礎的な理論、データを蓄積する研究を行っている。

6. 改善すべき点及び今後の課題

社会保障をとりまく環境が大きく変化する中、持続可能かつ適切な社会保障制度の構築に関わる研究を実施するとともに、令和2年度は医療の費用対効果等の分析や、医療・介護・福祉等の効率化に関わる研究を実施する予定である。

今後も事前評価においては厚生労働行政の政策立案・運営、統計情報の整備及び利用の総合的な促進に資することが十分に見込めるテーマを厳選し、中間評価においては、必要に応じて研究内容・方向性や期間の見直しを行うことで、研究費の有効活用を図る。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「都道府県医療費適正化計画推進のための健診・医療等の情報活用を担う地域の保健医療人材の育成に関する研究」（平成29年度～30年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	統計情報総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	21,885	25	13
平成 29 年度	21,885	15	10
平成 30 年度	22,884	15	9

3. 研究事業の目的

本事業は、社会保障をとりまく状況が大きく変化している中、変化に対応した政策の企画立案を適切に行うためのエビデンス（科学的根拠）を提供し、医療・介護・福祉・年金・雇用などの各制度の課題の解決に貢献することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

「医療行為にかかわる分類の国際比較とその改善や利用価値の向上に資する研究」（研究代表者：川瀬 弘一 聖マリアンナ医科大学医学部教授）（H28.4.1～H31.3.31）は、今後 WHO で承認予定の保健・医療関連行為に関する国際分類（ICHI）の開発に協力し、わが国の保健医療制度や社会状況、疾病構造を踏まえた意見提出及び円滑な適用のための体制整備や基礎資料の作成に貢献している。

「患者調査における総患者数推計の妥当性の検証と応用に関する研究」（研究代表者：橋本 修二 藤田保健衛生大学医学部教授）（H29.4.1～H31.3.31）は、我が国の疾病統計として実施されている患者調査の総患者数について、様々な保健医療データも用いながら、近年の患者の受療状況を考慮した精度の高い推計手法を検証し、当該統計の調査手法及び精度の向上に資する基礎資料の作成に貢献している。

「ICD-11β版フィールドテストに見られるコーディング上の問題点の分析」（研究代表者：末永 裕之 日本病院会副会長）（H30.4.1～H31.3.31）は、平成 30 年 6 月に正式に公表された ICD-11 の国内導入にあたり、有用性や問題点の

抽出を行い、問題点については WHO へフィードバックを行い、ICD-11 コーディングの改善や教育に必要な基礎資料の作成に貢献した。									
② 目的とする成果が不十分であった事例 該当なし									
③ 目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績 (平成 30 年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
2	0	4	0	18	1	0	0	0	3

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>社会保障に関連する状況が刻々と変化している中で、持続可能な社会保障制度を構築することが喫緊の課題である。社会保障制度の構築を目指す中でも、近年科学的根拠（エビデンス）に基づいた政策立案の必要性が求められており、エビデンスの創出のためにも統計データの利活用は不可欠である。本事業は我が国が直面する課題に関して、現状の統計データを活用しエビデンスを創出するとともに、政策評価にも資するよりよいエビデンスを創出するための重要な事業であると考えられる。</p> <p>また、WHO が進めている国際統計分類の開発への協力や、これらの分類を用いたデータの国際機関への提供が求められていることから、我が国での適用にあたっての課題解決に資する研究を行っている本事業は重要であると考えられる。</p>
効率性 の観点 から	<p>研究は事前評価委員の審査を受けて採択され、毎年中間・事後評価委員会で評価がなされている。研究計画や費用対効果等も踏まえ、研究者への助言も行っている。</p> <p>公募課題においては、課題決定、採択審査、研究実施の各段階において省内関係部局と調整の上、施策の推進に重要性の高いものを取り上げてきた。</p>
有効性 の観点 から	<p>妥当性の高い統計データの作成に関する知見および国際比較可能性の向上に直結する知見が得られると共に、種々の政策、特に保健医療政策に関して政策に直結する知見が得られている。</p>

また、研究結果から得られた我が国の知見を生かして、WHOが進めている国際統計分類の開発に協力しており、国際貢献という視点からも本事業の有効性は高いと考える。

6. 改善すべき点及び今後の課題

社会保障を取り巻く環境がいつそう厳しくなる中、持続可能かつ適切な社会保障制度を構築するために、政策評価にも資する必要なエビデンスを生むために有効な研究課題を推進することが重要であり、今後も厚生労働統計の効果的な実施および有効性の確保を図りながら、国民生活の向上に真に寄与するためにより効率のよい統計調査を設計していく必要がある。本事業では既存のデータの利活用を推進する上での知見は順調に得られてきているが、効率よくデータを収集するための研究は行われておらず、今後推進していく必要がある。

国際統計に関しては、国際比較性のみならず、統計分野において世界をリードする知見を生み出し、世界に向けて提言を行うことで統計情報の有効な利活用に貢献していくべきである。

今後も事前評価および省内の調整を通して厚生労働行政における政策立案・運営を促進する上で重要性の高い研究をテーマとして選び、研究実施においても必要に応じて、随時研究内容・方向性の修正を行うことで、研究費の有効活用を図ることが必要である。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

ICD-11β版フィールドテストに見られるコーディング上の問題点の分析（研究代表者：末永裕之）の研究（平成30年度）：

平成30年6月に公表されたICD-11のWHOプラットフォーム（改善に貢献）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装 研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省大臣官房厚生科学課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	183,533	51	14
平成 29 年度	334,907	44	23
平成 30 年度	459,161	29	28

3. 研究事業の目的

本研究事業では健康・医療分野における ICT インフラの整備によるデータ利活用を推進し、行政政策の科学的根拠を得ることを目標とする。また、健康医療分野における AI 技術の活用を促進する環境を整備し、患者・国民の個々の性質に応じた適切かつ迅速な医療の実現を目標とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「腎臓病データベースの拡充・連携強化と包括的データベースの構築（H28～30）」については、電子カルテ情報から SS-Mix2 を活用して構築する全国規模のビッグデータ事業に取り組んでおり、世界的にも最大規模となる 15 施設、148,183 件の慢性腎臓病データベース構築に至った。 「安全な薬物治療をリアルタイムで支援する臨床決断支援システムの開発に関する研究（H28～30）」については、人工知能を活用した薬物療法支援ガイド、診療プロセスガイドを組み入れた臨床決断支援システムを開発した。 「病理デジタル画像・人工知能技術を用いた、病理画像認識による術中迅速・ダブルチェック・希少がん等病理診断支援ツールの開発（H28～30）」については、画像のアノテーション、自動切り出しに関する汎用性の高いツールを開発し、リンパ節の病理組織デジタル画像から転移部位を判定するシステムの試験運用を開始した。

・「保健医療介護現場の課題に即したビッグデータ解析を実践するための臨床疫学・統計・医療情報技術を磨く高度人材育成プログラムの開発と検証に関する研究（H29～30）」については、医療ビッグデータ研究の人材育成を体系化・一般化し、プログラムとしてセミナーを通じて提供した。

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績（平成30年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
11	95	6	9	85	22	2	0	0	1

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究は健康・医療分野の大規模データの分析により医療の質向上、均てん化、診療支援基盤の構築を推進するものである。膨大な医療データを収集・解析し効果的かつ個人に最適な医療を提供できる医療体制基盤を整備するために、重要な研究である。
効率性 の観点 から	本研究事業の研究採択は事前評価委員会の評価によって決定される。また研究の進捗状況を評価する中間評価委員会の評価を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図っている。各段階で外部有識者から構成される評価委員会で研究評価を行うことで、効率的な研究を推進している。
有効性 の観点 から	本研究成果は健康保健医療分野における膨大なデータ分析を効率的・効果的に解析する技術の確立、および医療の質の向上、さらに保健医療データを利活用する基盤となるものである。また、平成29年より「データヘルス推進本部」、平成30年より「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム」が設置され、健康・医療・介護分野における医療情報を連結したICTシステム構築やAI実装に向けた取組みが開始された。本事業は、これらを踏まえた政策を検討する際に貢献するものとする。

6. 改善すべき点及び今後の課題

これまで、医療データの分析と活用を推進するためにデータの標準化技術の確立等のデータ利活用基盤構築や、医療データを効率的かつ効果的に解析すべく AI 技術等を用いて解析する研究を推進し、その有効性、安全性のエビデンスの構築に取り組んできた。今後は、日本の医療分野の AI 開発に求められる環境整備に関わる研究に取り組むとともに、これまでの研究成果の実装、社会普及に繋げていく必要がある。

<参考> 平成 30 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「病理デジタル画像・人工知能技術を用いた、病理画像認識による術中迅速・ダブルチェック・希少がん等病理診断支援ツールの開発」（平成 28 年度～30 年度）

Metadeta

報道発表資料

2019 年 3 月 28 日
メタデータ株式会社

メタデータ、未来の AI 医療の礎となる 乳がんのリンパ節転移の有無判定 AI を開発

メタデータ株式会社（所在地：東京都文京区；代表取締役社長：野村直之）は、深層学習による、乳がんリンパ節転移有無判定 AI を公表いたします。2016 年度より、厚生労働省科学研究費プロジェクトの共同研究パートナーとして、メタデータ社は東京大学およびインスペック株式会社と共に、病理デジタル画像・人工知能技術を用いた、病理診断支援ツールを研究開発してまいりました。このたびは実用精度をクリアし、AI の判定結果を元画像にオーバーラップ表示し、インターネット回線を介して高解像度デジタル病理画像とその判定結果を AI サーバーとの間で簡便に送受信できるプロトタイプシステムを、2019 年 4 月以降、必要機材を備えた研究拠点での実験のため、利用申し込みを受付開始いたします。

■背景

病理検体の画像を見て悪性腫瘍の転移等を見つける病理医の診断は、患者の生死、予後の健康を左右します。このため、慎重を期し、その判断が誤ることのないようダブルチェックが推奨されていますが全診療科の中で充足率が最下位の病理医は全国的に不足しています。東京都内でさえ、病理医が 1 名ないし不在の病院が多数あり、一人病理医には大きな負担とプレッシャーがかかっています。地方によっては、病理診断が行われなかったり、外部機関に依頼することで診断に時間がかかっていたりする問題点が指摘されています。

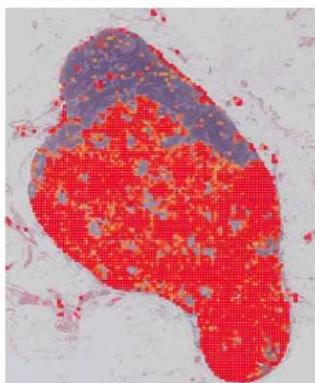


図 デジタル病理画像(Whole Slide Image)上に AI の判定結果をマッピングした図

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	倫理的法的社会的課題研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省大臣官房厚生科学課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	—	—	—
平成 29 年度	4,992	2	1(ゲノム)
平成 30 年度	12,250	3	1 (AI)

3. 研究事業の目的

ゲノム、ICT、人工知能（AI）等の新たに生み出された科学技術を社会実装してより一層イノベーションを推進していくことが重要であるが、これらの新たな技術がもたらす倫理的、法的、社会的諸問題（以下、「ELSI（※）」という）が、既存の社会的枠組に与える影響が大きいことも予想されている。この影響が、イノベーション推進にブレーキをかけることがないように、新たな技術がもたらす ELSI をリアルタイムで抽出し、その影響度等に応じて必要な政策を立案、実施することが必要である。特に、厚生労働分野は国民生活と密接する部分が多く国民の関心も高いものの、これらの研究分野に係る健康・医療関連に特化した具体的な ELSI の課題の抽出、解決に向けた研究は、国内では十分行われていないことが指摘されている。そこで、ゲノム、ICT、人工知能（AI）等の新たな科学技術の開発とこれらの新たな科学技術がもたらす ELSI を両輪とする研究開発事業を行うことによりイノベーションを加速させることを目的とする。

※ELSI：Ethical, Legal and Social Implications（倫理的・法的・社会的課題）

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 【ゲノム情報とゲノム以外の医療情報の利活用に係る国内外の法制度と運用に関する研究 H29 年度-H30 年度】

- ・国際調査によって、フィンランド、エストニアでは、ゲノム情報の提供、収集、活用に関して主体となる機関の設置根拠となる法律が制定され、それに基づく運用が進められていることが明らかとなった。我が国において整備が進められているがんゲノム情報管理センターの運営のあり方を検討するにあたって参考資料として活用する予定である。

- ・国内研究会を実施し、現在の臨床現場で専門家が抱える課題を把握した上で、PPI(Patients and Public Involvement) を試行することにより、遺伝子パネル検査のインフォームド・コンセント資料作成に際して患者の意見を反映した。

【保健医療分野に人工知能（AI）を活用することにより生じる ELSI に関する研究 H30 年度-】

- ・医療における AI の利活用の展開に関する ELSI を検討するための議論の整理。国際的な観点からの関連文献の収集を行い、各国の政府生命倫理委員会による政策報告書および医学誌に発表された政策提言などを整理した。

- ・外部有識者として画像診断の専門家を招聘し、診断の分業化と責任の所在、診断支援技術の開発の方向性、学習機能による影響の可能性について検討を行った。

- ・来年度の国内における意識調査に向けて、一般市民の AI に対する期待や懸念についての 30 問程度の設問項目の素案を検討した

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	がんゲノム医療についてはゲノム情報を取り扱うことが想定されていることから、受益者である患者・家族から情報の取扱いに対する懸念も表明されている。これらの懸念とデータ活用への期待の均衡を図り、がんゲノム医療を適切に推進するためにも本研究は重要な研究であると考えられる。
------------------	--

	<p>AI 技術に関しては、医療を含む社会の諸活動を改善させ得る技術であるが、他方、人々の間には不安や懸念も抱かれている。AI 技術に対する不安・懸念を特定しようとする当研究の試みは、AI 技術に対する不安・懸念の改善策を具体的に検討した上で、人々の AI に対する信頼を獲得して利活用を促進する為に必要であるため、本研究は高く評価することが出来る。</p>
<p>効率性の観点から</p>	<p>本研究事業は事前評価委員会の審査を受けて採択され、中間・事後評価委員会で評価がなされ、研究者へ研究計画の助言も行っている。適切な中間・事後評価により研究班にフィードバックが行われることによって、効率的に研究事業が実施されている。</p>
<p>有効性の観点から</p>	<p>本研究事業は、ゲノム医療に関しては、社会実装が始まりつつあるがんゲノム医療を持続的に推進していくための政策資料を検討する際の参考資料となりうる。さらに、本研究により、ゲノム情報を含めた診療情報の利活用に際して、国際状況を鑑みた上で、日本での必要な法的基盤整備の方針を明らかにし、がんゲノム医療の提供体制の中でゲノム情報によって患者や家族が不当に扱われないため、また、不要な懸念を引き起こさないための方策の根拠となることから、本事業は今後の政策に貢献するものと考ええる。</p> <p>AI 技術に関しては、限られた期間ながら来年度の研究実施に向けて着実に進行している。現時点での進捗や今後の展開に疑問を抱かせる要素は存在しない。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>ゲノム医療に関しては、当初の研究計画通りエストニア・米国・フィンランドにおける調査を行い一定の成果が得られているが、今後は対象国を増やし、充実した実地調査を実施し比較検討すべきである。また、差別の懸念に応じた法整備については、既存の実定法で十分か否か、さらに詳細な分析を行い、法整備の必要性の有無についての研究を深めることが望ましい。</p> <p>AI 技術に関しては、進化した AI の評価法や判断過程の明確化、トラブル発生時の医療安全、社会的問題などに踏み込んだ研究を行っていくべきである。AI 活用の倫理的問題については、医療分野に特化した検討だけでなく、分野的な特殊性に留意しつつも一般的な検討が必要となる可能性がある。</p>
--

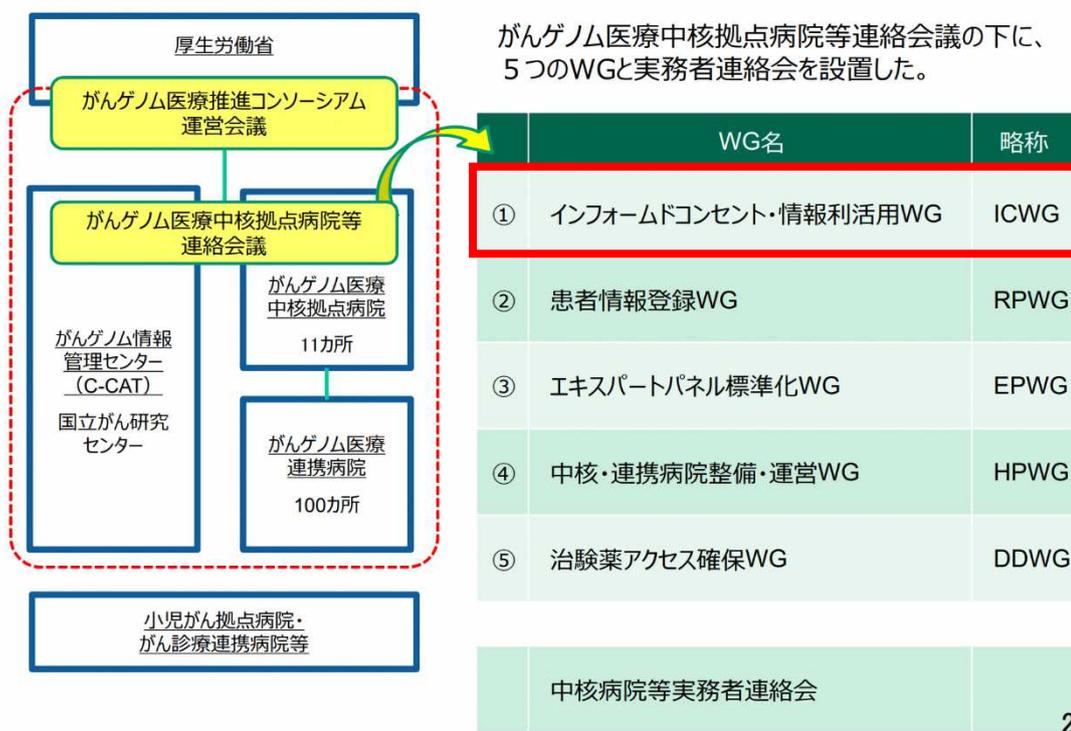
<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

【ゲノム情報とゲノム以外の医療情報の利活用に係る国内外の法制度と運用に関する研究 H29年度-H30年度】

第1回がんゲノム医療コンソーシアム運営会議 H30年8月1日 (資料3)

国内研究会の成果を、がんゲノム医療中核拠点棟連絡会議下の「インフォームドコンセント・情報利活用ワーキンググループ(ICWG)」において、インフォームドコンセントモデル文書作成における患者・市民参画として展開した。

がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議 WG (2018年5月設置)



1. 研究事業の基本情報

分野名	行政政策研究分野分野
研究事業名	地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省大臣官房国際課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	31,791	12	8
平成 29 年度	32,745	11	9
平成 30 年度	32,745	8	8

3. 研究事業の目的

我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、限られた財源の中で保健分野における国際政策を主導し国際技術協力等を強化することにより、より効果的・効率的に国際保健に貢献し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に資する研究等の事業を実施している。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

平成 30 年度の研究は主に、国際保健分野における戦略的・効果的な介入並びに国際保健政策人材を育成するための仕組みやツール等の開発研究だった。特に成果が十分に得られた事例としては、以下が挙げられる。

- ・ 「日本の高齢化対策の国際発信に関する研究」（平成 29～継続中）

日本の高齢者保健に関する施策や取り組み、政策に資するエビデンスをレビューして国際的に発信するとともに、世界的動向を把握することで我が国の現状に有効な施策を整理し、その結果は 20 の論文と 1 冊の書籍として公表された。

本研究課題の成果については、今後の WHO 総会等の国際会議の場で活用していく。

- ・ 「各国の国際保健政策の分析を踏まえた、日本の国際保健分野への戦略的・効果的な介入の開発研究」（平成 30～継続中）

国際情勢が変化するとともにグローバルヘルスも大きく変化している状況において、国際保健分野における資金動向を分析し、同分野における政策的動向の評価する指標を開発した。その結果は NCGM のホームページに公開されたほか、1 つの論文として公表された。

本研究課題の成果については、2019 年に日本が主催する G20・保健大臣会合や国連 UHC ハイレベル会合等の場で議論のための基礎資料として活用していく。

② 目的とする成果が不十分であった事例

研究課題によっては、現状について詳細にまとめられているものの、それを踏まえて作成された今後の改善点や提言についての解説や考察が不十分であったものが見受けられた。このような課題については、より具体的な内容の報告書としてまとめられていれば、国際会議等の場での議論でのより適切な介入に活用できた可能性がある。

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
1	1	1	0	10	6	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>2015 年に国連総会で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標（SDGs）において、改めて保健分野のゴールが設定される等、地球規模の保健課題は、国際社会においてその重要性が益々高まっており、その議論に対する我が国への期待は大きい。</p> <p>我が国は、国際保健関連の政府方針・戦略を近年相次いで策定するとともに、2016 年の G7 議長国だったことや 2019 年の G20 議長国であったことから、国際政策を主導又は国際技術協力等を強化することにより、効果的・効率的に国際保健に貢献し、国際社会における存在感を維持・強化することが求められている。</p> <p>今後も引き続き、我が国においてこれまで蓄積してきた知見や経験を活かし、保健分野において我が国の貢献がより効果的で国際的に存在感を発揮するものとなるよう、UHC 実現に向けた国際協力に関する我が国の政策決定に資する研究等を中心に推進する必要がある。</p>
---------------------------	--

効率性の観点から	<p>本研究事業では、省内関係部局と調整の上で公募課題を決定し、研究実施の各段階において省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携を図っている。また、国際保健分野の経験と研究業績を有する専門家を研究分担者とする体制が構築された研究班による計画を国際保健行政の視点からも評価を行うことで、本研究事業がより効率的に国際保健における日本の取り組みに資するよう実施している。</p>
有効性の観点から	<p>本研究事業の研究課題の成果は、G7やG20サミットの保健アジェンダや保健大臣会合の議論の方向性や、WHOや国連等が開催する国際会議における議論のための基礎資料として大いに活用されうるものとなっている。グローバル化や社会経済の発展に伴う国際保健課題への解決に向けて、日本からの貢献に対する期待はますます高まっていく中、本研究事業は国際社会における日本のプレゼンス向上に資するものであると考えられる。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

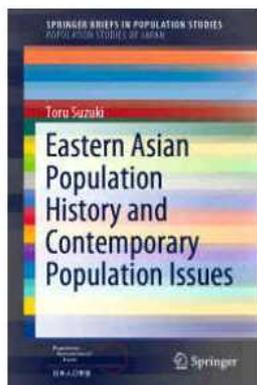
「保健関連の持続可能な開発のための2030アジェンダ」の促進を目標とした途上国における三大感染症対策の戦略提言のための研究では、被援助国がグローバルファンドからの支援から自立しながらも保健関連のSDGs（持続可能な開発目標）を達成できるよう、グローバルファンドの理事国である我が国が適切に貢献するにあたり、2019年に行われた増資会合の際に提出されたグローバルファンドの成果の分析を行っていく。また、我が国の知見や経験を解析し、一層効率的に発信するために、国際会議の議論への効果的な介入に関する研究を重点的に実施していく必要がある。

また、日中韓の三国で少子高齢化対策についての協力・交流が進んでいるが、現在は学術的な貢献が不足していることから、本研究で三国の少子高齢化対策に係る取組及びエビデンスのレビューと取りまとめを行うことで、2010年から定期的で開催している「日中韓少子高齢化セミナー」において、アカデミックな観点からの知見を提供することを目指す必要がある。

さらに、SDG3の指標等を通じて各国の保健医療の状況を統一的な指標で評価・モニタリングすることが重要であるが、我が国において適切なデータが収集できていない指標も多いことから、現在国内で実施している統計調査の結果を基にデータを集計・算出したり、近似値の推計を行ったりして各国と比較を行い、国際社会に向けて発信していく必要がある。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

例) 研究課題「東アジア、ASEAN 諸国における UHC に資する人口統計システムの整備・改善に関する総合的研究」(平成30～令和元年度)では書籍<鈴木透著「東アジアの人口史と現代の人口問題 Eastern Asian Population History and Contemporary Population Issues」, Springer 出版, 2019年>内にて本研究課題による成果を掲載。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	厚生労働科学特別研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省大臣官房厚生科学課
関係部局	厚生労働省内部局

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	278,780	38	38
平成 29 年度	278,780	37	37
平成 30 年度	304,817	22	22

3. 研究事業の目的

国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸課題について、行政による緊急、かつ、効果的な施策が必要な場合、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
1. 『医療安全における医療機関の連携による評価に関する研究』（平成 30 年度） 「医療安全地域連携シート」および「「医療安全地域連携シート」活用実践ガイド」を作成し、通知により各医療機関に周知された。
2. 『アレルギー疾患に対する保健指導マニュアル開発のための研究』（平成 30 年度） アンケート調査の結果をもとに、保健指導に活用できる「小児アレルギー疾患保健指導の手引き」を作成し、全国の関係施設に配布、日本アレルギー学会運営の web サイト「アレルギーポータル」にも無料ダウンロードできるようにした。
3. 『我が国の疾病負担に基づく医薬品、医療機器及び医療技術の開発等の資源配分の確立のための研究』（平成 30 年度） 健康・医療戦略推進専門調査会で研究成果を報告、それを受け、当該研究で判明した内容に基づき、医療分野研究開発推進計画における効果的かつ効率的な研究費の予算規模の検討を行うこととされた。

② 目的とする成果が不十分であった事例 該当なし									
③ 目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績 (平成 30 年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
1	2	10	2	18	0	0	0	4	2

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本事業は、厚生労働行政に直結する社会的要請の強い諸問題に対応するために不可欠な事業である。
効率性 の観点 から	本事業は、原則として単年度の研究であるが、次年度以降に引き続き研究を実施すべき課題が明らかになった場合には、各部局との連携のもとに効率的に継続できる体制で、事業が運営されている。
有効性 の観点 から	これまでの研究成果は、関連する審議会や検討会における検討資料、法令や指針等の基礎資料として活用されており、厚生労働省の各部局における施策の検討に活用されており、概ね事業の目的に沿った成果を得ている。

6. 改善すべき点及び今後の課題

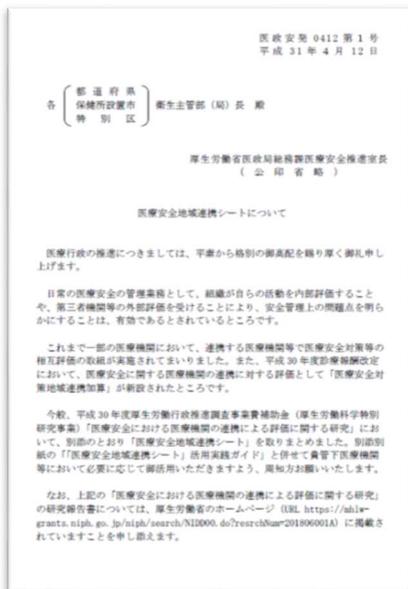
当事業は、行政的に緊急に解決が必要な課題について研究を実施するものである。従って、短期間でより効果的な成果を得るために、研究計画の時点から施策寄与の観点を十分に踏まえて研究目的を設定する等の対応が必要である。引き続きこれを念頭に、当事業を実施する必要がある。

<参考1> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

1. 『医療安全における医療機関の連携による評価に関する研究』（平成30年度）

<通知>

<チェックリスト>



① 医療安全管理者の業務内容・範囲が明らかになっているか?	⇒	① 具体的に「どのような業務内容・範囲」か?	<input type="checkbox"/>	十分に実施している
② ①の業務内容・範囲を遂行するために、医療安全管理者に「どのような権限が委譲」されているか?	⇒	② 具体的に「どのような業務内容・範囲」か?	<input type="checkbox"/>	実施しているが改善の必要がある
③ 医療安全管理者の業務内容・範囲、および権限委譲を全職員に「どのように周知」しているか?	⇒	③ 医療安全管理部門の業務内容・範囲を、全職員に「どのように周知」しているか?	<input type="checkbox"/>	実施しているが改善の必要がある
④ 今年度、医療安全管理者は、具体的に「どのような活動を実施」しているか?	⇒	④ 今年度、医療安全管理部門は、具体的に「どのような活動を実施」しているか?	<input type="checkbox"/>	実施していない
⑤ ④の活動状況を、全職員に「どのように周知（フィードバック）」しているか?	⇒	⑤ ④の活動状況を、全職員に「どのように周知（フィードバック）」しているか?	<input type="checkbox"/>	実施していない

2. 『アレルギー疾患に対する保健指導マニュアル開発のための研究』（平成30年度）



3. 『我が国の疾病負担に基づく医薬品、医療機器及び医療技術の開発等の資源配分の確立のための研究』（平成30年度）



我が国の疾病負担に基づく医薬品、医療機器及び医療技術の開発等の資源配分の確立のための研究 (H30-特別-指定-005)

野村周平 東京大学大学院 国際保健政策学教室 助教
博士 (疫学・生物統計学)

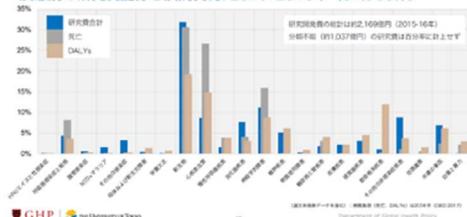
研究協力 田中詩織 (国立がん研究センター)、米岡大輔 (東京大学)

2019/5/24



Department of Global Health Policy

疾患別の研究費配分と疾病負荷, 2015-2016年 (31,966件)



<参考2> 平成30年度厚生労働科学特別研究事業一覧

研究課題名	研究代表者氏名 研究代表者所属、職名
医療安全における医療機関の連携による評価に関する研究	石川 雅彦 公益社団法人地域医療振興協会 地域医療安全推進センター長
地域医療構想の達成に向けた病院管理者のための組織マネジメント研修プログラムの開発	福田 敬 国立保健医療科学院 部長
大規模災害に対する地域災害医療計画策定のための新たな災害医療需給均衡指標（災害医療リスクリソース比）の導入に関する研究	森村 尚登 東京大学医学部附属病院 教授
食物アレルギー診療における重篤な誘発症状に関する全国調査	海老澤 元宏 国立病院機構 相模原病院 副臨床研究センター長
我が国の疾病負担に基づく医薬品、医療機器及び医療技術の開発等の資源配分の確立のための研究	渋谷 健司 東京大学大学院医学系研究科 国際保健政策学教室 教授
都市で行われる国際会議等における医療提供体制の構築に資する研究～2019年金融・世界経済に関する首脳会合(G20)における救急・災害医療体制～	嶋津 岳士 大阪大学大学院 医学系研究科救急医学 教授
消防救急車の代替搬送手段における病院救急車の活用に資する研究	伊藤 重彦 北九州市立八幡病院 救命救急センター 副院長・救命救急センター長
DMAT 隊員等の被災時の補償の実態把握と適切な補償の推進に資する研究	行岡 哲男

	東京医科大学 名誉教授
エンバーミングの Protokol 策定等の研究	佐藤 喜宣 杏林大学 教授
歯科医師の勤務実態等の調査研究	三浦 宏子 国立保健医療科学院国際協力研究部 部長
効率的な看護業務の推進に向けた実態調査研究	坂本 すが 東京医療保健大学 副学長
看護職員確保対策に向けた看護職及び医療機関等の実態調査	武村 雪絵 東京大学 大学院医学系研究科 准教授
薬価制度抜本改革に係る医薬品開発環境および流通環境の実態調査研究	成川 衛 北里大学大学院 教授
臨床研究ならびに医療における手術・手技にかかる国内外の規制の調査研究	佐藤 元 国立保健医療科学院 部長
脂質異常症改善薬の臨床評価に関するガイドラインの合理化・国際統合化に向けた研究	山下 静也 国立大学法人大阪大学 特任教授
医療用医薬品の添付文書に関する活用状況の調査・分析研究	齋藤 嘉朗 国立医薬品食品衛生研究所 部長
超低出生体重児の成人期に達するまでの慢性疾患群合併の実態把握と支援方策の確立に向けた研究	河野 由美 自治医科大学 学内教授
カツオの生食を原因とするアニサキス食中毒の発生要因の調査と予防策の確立のための研究	小川 和夫 公益財団法人 目黒寄生虫館 館長
医療用医薬品の適応外使用に係る情報提供の現状把握とガイドライン作成の	渡邊 伸一

ための調査研究	帝京平成大学 教授
遺伝子導入を行わずに遺伝子操作を加える再生医療等技術の安全性評価指標の構築のための研究	山口 照英 金沢工業大学 特任教授
アレルギー疾患に対する保健指導マニュアル開発のための研究	足立雄一 富山大学 教授
周麻酔期管理における新しいチーム医療体制推進の手法についての研究	齋藤 繁 群馬大学 大学院医学系研究科 教授

1. 研究事業の基本情報

分野名	疾病・障害対策研究分野
研究事業名	健やか次世代育成総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	170,340	22	15
平成 29 年度	148,962	28	16
平成 30 年度	187,499	33	20

3. 研究事業の目的

本事業では、生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージにまたがる課題を明らかにする。これらの課題に対し、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの双方からの研究を推進し、成育基本法が目指すところの健やかな成育サイクルの実現を目指す。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 産婦死亡に関する情報の管理体制の構築及び予防介入の展開に向けた研究（H30～継続中）においては、産科医療機関で行う周産期メンタルヘルスのスクリーニングとケアを普及させるための教育プログラムが作成され、研修会・指導者講習会に活用された。 出生前診断実施時の遺伝カウンセリング体制の構築に関する研究（H29～継続中）においては、産科一次施設を対象とした遺伝カウンセリングマニュアル、ロールプレイ実習のシナリオ集が作成され、第4回産科婦人科遺伝診療学会の認定講習において活用された。 新生児マススクリーニング検査に関する疫学的・医療経済学的研究（H29～継続中）では新生児マススクリーニング検査で発見されるCPT欠損症について、患者と主治医の健康管理支援のために手引き資料を作成し、関係者の支援に寄与した。 親子の心の診療を実施するための人材育成方法と診療ガイドライン・保健指導プ

プログラムの作成に関する研究（H29～継続中）では、親子のこころ診療の研究において、女性版・子ども版・親版の親子の心の診療マップを作成しパンフレットを作成し、関係者の質の向上に寄与した。

- ・母子の健康改善のための母子保健情報利活用に関する研究（H28～H30）では自治体における母子保健情報の利活用促進のためのガイドラインを作成した。これにより自治体における母子保健情報の利活用の取組が推進される。
- ・子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた体制構築のための研究（H29～継続中）では、妊娠、出産及び子育てへの切れ目のない支援の充実を図っている自治体における好事例の収集、事業実施ガイドラインの改定及びセンター職員による面談・支援マニュアルを作成中であり、今後活用される予定である。
- ・社会的ハイリスク妊婦の把握と切れ目のない支援のための保健・医療連携システム構築に関する研究（H30～継続中）では、社会的ハイリスク妊娠の定義及びアセスメントシート、妊娠中管理ならびに関係機関との連携構築手引き書を作成するために、社会的ハイリスク妊娠手引書（仮称）を作成中であり、今後活用される予定である。
- ・乳幼児の身体発育及び健康度に関する調査実施手法及び評価に関する研究（H30～継続中）では、諸外国の身体発育に関する調査（発育曲線の作成等）及び評価手法のレビュー調査を行い、諸外国の0～6歳の一般集団の成長曲線について作成・使用の動向の概要等をまとめ、今後活用される予定である。

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

（2）論文数などの業績（平成30年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
6	5	59	1	92	12	0	0	2	7

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本事業では、母子保健分野における医療・保健・福祉の多様な行政的・科学的課題に対応するために必要な研究が実施されている。平成30年12月に成育基本法が成立し、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることの重要性が改めて示されており、本研究事業の推進は非常に重要である。
効率性 の観点 から	本事業は多岐にわたる母子保健の課題の中から優先度、重要度の高いものを中心に研究に取り組んでいる。研究課題の評価については、外部有識者からなる評価委員会を行い、採択に関する事前評価、進捗を評価する中間評価及び成果を評価する事後評価を実施し、効率的な事業運営に努めている。
有効性 の観点 から	本事業の推進により「すこやか親子21（第2次）」で示された指標等が改善され、その結果として、妊娠、出産、子育ての成育サイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらずすべての子どもが心身共に健やかに育まれる社会環境の整備が図られている。

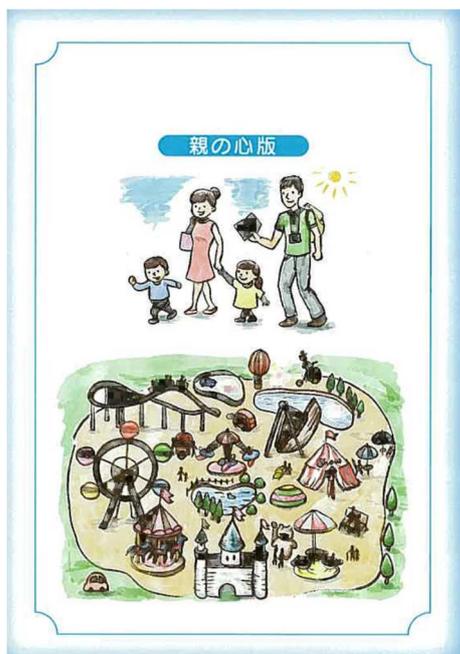
6. 改善すべき点及び今後の課題

研究事業は概ね順調に進行しているが、不妊・不育に対する支援、低出生体重児、妊娠期、産後のメンタルヘルス、増加する虐待、医療機関に受診することが少ない学童・思春期の世代に対する心理社会的問題への対応などの多くの課題がある。健やかな次世代の育成は、生涯にわたる健康の基盤作りへとつながり、個人の健康にとどまらず広く社会にも貢献する。研究のさらなる強化・充実のために、身体的・精神的・社会的視点を踏まえて、将来の健康づくりに寄与する研究、健やかな次世代を育成する社会基盤の整備に寄与する研究が必要である。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

親子の心の診療を実施するための人材育成方法と診療ガイドライン・保健指導プログラムの作成に関する研究 (H29-H31)

新生児マススクリーニング検査に関する疫学的・医療経済学的研究 (H29-H31)



1. 研究事業の基本情報

分野名	疾病・障害対策研究分野
研究事業名	がん対策推進総合研究事業
主管部局（課室）	健康局がん・疾病対策課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	336,566	29	29
平成 29 年度	392,628	78	34
平成 30 年度	401,820	52	38

3. 研究事業の目的

本研究事業では、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決するため、「がん研究 10 か年戦略」で掲げられた「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究領域」と「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究領域」の2領域について、がん対策推進基本計画の目標達成をめざす。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
● 「思春期・若年成人（AYA）世代がん患者の包括的ケア提供体制の構築に関する研究」平成 30 年度～継続中
➤ 小児・AYA 世代のがん医療・支援のあり方に関する検討会を開催し、今後の AYA 世代のがん医療・支援のあり方について議論し、AYA の包括的支援のために AYA 支援チームのモデル作成とパイロット教育プログラムを実施した。
● 「高齢者のがん医療の質の向上に資する簡便で効果的な意思決定支援プログラムの開発に関する研究」平成 29 年度～継続中
➤ 高齢者のがん治療における身体機能、認知機能、QOL 維持等に関する高齢者特有の課題抽出と生活・医療上のニーズ把握し、これらに基づく診療プログラム開発と標準化、その他、高齢者がん医療に関する政策に繋がる新たなエビデンスを創出した。
● 「都道府県がん登録の全国集計データと診療情報等との併用・突合によるがん統計整備及び活用促進の研究」、平成 29 年度～継続中

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全国がん登録、院内がん登録、臓器がん登録、これまでの地域がん登録を利用した全国のがん動向把握等を行い、今後がん診療提供体制を構築するための長期的に利用可能なデータ活用方法を開発した。 ● 「がん患者の就労継続及び職場復帰に資する研究」、平成 29 年度～継続中 <ul style="list-style-type: none"> ➤ がん患者の離職予防や就労継続、再就職を妨げる要因と必要とする支援の解明、また、現在取り組まれている就労支援に関する対策の問題点や改善すべき点等の課題を踏まえ、臨床現場において医療従事者が適切に介入するための就労支援方法を開発した。 																														
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例</p> <p>該当なし</p>																														
<p>③ 目的とする成果が得られなかった事例</p> <p>該当なし</p>																														
<p>(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">原著論文 (件)</th> <th colspan="2">その他の論文 (件)</th> <th colspan="2">学会発表 (件)</th> <th colspan="2">特許等 (件)</th> <th colspan="2">その他 (件)</th> </tr> <tr> <th>和文</th> <th>英文等</th> <th>和文</th> <th>英文等</th> <th>国内</th> <th>国際</th> <th>出願</th> <th>取得</th> <th>施策に 反映</th> <th>普及・ 啓発</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)		和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発	0	5	1	1	14	5	0	0	1	1
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)																						
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発																					
0	5	1	1	14	5	0	0	1	1																					

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>行政的・社会的な研究として、緩和ケア、小児 AYA 世代のがん、高齢者のがん、がん登録、就労支援といった研究に代表される「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」等、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を推進し、着実な成果を上げている。今後も「がん研究 10 か年戦略」を踏まえて、総合的かつ計画的に研究を展開し、がん対策推進基本計画の着実な推進に資するよう事業を推進していくことが重要である。</p>
効率性 の観点 から	<p>妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率良く研究が進められており、4 (1) に記載したような成果が得られているところであるが、がん対策の推進に資する有用な研究成果を継続的に出していくため、行政的な研究に対する予算の増額が望まれる。</p>
有効性 の観点 から	<p>「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築」と、「がん対策の効果的な推進・普及」のための研究を推進し、上記 4 (1) に記載したような知見等が得られた。これらの研究成果を検討会で報告する等、がん対策の推進に寄与した。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

がんは国民の疾病による最大の死亡原因となっており、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づいて、がん対策が進められてきたところである。新たな課題として、希少がん、難治性がん、小児がん、AYA世代のがんへの対策、ゲノム医療等の新たな治療法等の推進、就労を含めた社会的な問題への対応が必要であること等が明らかとなってきた。今後、上記に掲げたような諸課題の解決に向けて「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」、「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」等、研究開発が必要とされる分野について重点的に推進していくべきである。

また、従来から取り組まれている課題ではあるが、最も重要で費用対効果に優れた長期的施策として第3期がん対策推進基本計画に盛り込まれている「がん予防」に係る研究や、平成30年末に全国がん登録情報が公開されたことを踏まえ、がん登録データの効果的な利活用を図る観点から、国民への情報提供に向けた研究をすすめる必要がある。平成30年度には第3期がん対策推進基本計画に挙げられるがんゲノム医療、免疫療法、支持療法、希少がんや難治性がん、小児・AYA世代のがん患者への取り組みについての研究がなされたが、そこで抽出された課題を解決するための研究について今後、実施し、「がん医療の充実」を実現する。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「がん患者の就労継続及び職場復帰に資する研究」（平成29年度～継続中）



「思春期・若年成人（AYA）世代がん患者の包括的ケア提供体制の構築に関する研究」の研究（平成30年度～継続中）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局健康課
関係部局	厚生労働省健康局難病対策課、医政局歯科保健課、医政局地域医療計画課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	402,752	39	24
平成 29 年度	408,157	46	30
平成 30 年度	436,689	47	33

3. 研究事業の目的

生活習慣病は医療費の約 3 割、死亡者数の約 6 割を占めており、急速な高齢化、疾病構造の変化を背景とした社会の中で、健康寿命を延伸し、医療費・介護給付費の伸びを抑制して社会保障制度を持続可能なものとするために、生活習慣病対策はますます重要な課題となっている。本研究事業は、生活習慣病対策の各局面に貢献する科学的根拠を提供することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」(H28-30)においては、国民全体および各都道府県における健康寿命の推計値を算出し、健康日本 21（第 2 次）推進専門委員会での議論に活用され、平成 30 年度の間接報告へ向けた貴重な資料となった。</p> <p>「加熱式たばこなど新たなたばこ製品の成分分析と受動喫煙による健康影響の評価手法の開発」（令和元年度継続）においては、先行研究である「非燃焼加熱式たばこにおける成分分析の手法の開発と国内外における使用実態や規制に関する研究」（平成 29 年度特別研究）から引き続き、加熱式たばこの煙に含まれる成分の分析等の科学的知見を提供した。</p> <p>「今後の糖尿病対策と医療提供体制の整備のための研究」（令和元年度終了予</p>

定課題)においては、各学会で作成された糖尿病に関連するガイドラインの比較や、疾患概念、診断、治療法の整合性の検証などを行った。

「生涯にわたる循環器疾患の個人リスクおよび集団のリスク評価ツールの開発を目的とした大規模コホート統合研究」(令和元年度終了予定課題)においては、今後10年間の循環器疾患発症危険度を予測するリスク評価ツールの開発に加え、個人の循環器疾患における生涯リスクを評価するツールの開発を行った。

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績(平成30年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
39	210	6	29	234	37	0	3	1	178

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	高齢化の進展、疾病構造の変化に伴い、生活習慣病及びその合併症の対策の社会的重要性は増加している。健康寿命を延伸し、医療費・介護給付費の伸びを抑制して社会保障制度を持続可能なものとするためには、本研究事業から得られる科学的根拠を基に保健・医療の向上を目指すことが重要であり、生活習慣病等に関わる必要不可欠な科学的根拠を得る研究事業として、本研究事業の必要性は高い。
効率性 の観点 から	本研究事業は、国民健康づくり運動である「健康日本21(第二次)」の方向性を踏まえて実施されており、効率的に施策に反映できる仕組みとなっている。生活習慣の改善による疾病・合併症の発症、疾患の重症化・死亡リスクの低減効果、医療費等の削減効果等は、長期に渡る追跡調査を継続して初めて明らかになるが、エビデンスレベルの向上の観点から長期間の研究継続が必要になる研究課題の重要性は高い。研究事業の評価にあたっては、循環器疾患、糖尿病、腎臓内科、神経内科、呼吸器内科、脳外科、胸部外科、公衆衛生学、栄養、看護、救急、歯科など多岐にわたる専門の委員を含めた評価委員会を開催し、多角的な視点から評価を行うことにより効率的な研究事業の推進を図っている。

有効性の観点から	本研究事業の成果は、日本人の生活習慣病対策や健康づくりに対する施策におけるエビデンスとして施策の検討・実施、治療・予防のガイドラインに直接活用されており、生活習慣病予防のための正しい知識の普及や医療の質の向上等により、国民にその成果が還元されている。また、研究成果としての手法やマニュアル等の普及により、様々な保健事業の現場に貢献していることから、有効性は高い。
----------	---

6. 改善すべき点及び今後の課題

がん以外の代表的な生活習慣病について保健・医療の現場や行政施策に直結するエビデンスを扱っている研究事業は他になく、各疾患や身体活動・栄養等の様々な観点から、幅広いテーマで生活習慣病対策に貢献してきた点や、大規模コホートを活用し、様々な施策や診療ガイドラインに根拠を提供してきた点からも、本事業の重要性は高い。

本年度も、例えば、社会的にインパクトのある健康寿命や加熱式たばこの科学的知見を発表し、さらには各学会で作成された糖尿病に関連するガイドラインの比較を踏まえた疾患概念、診断、治療法の整合性の検証を行い、他にも個人の循環器疾患における生涯リスクを評価するツールの開発を行うなど、これまでと同等のレベルの研究成果を提供している。

本事業は、生活習慣病対策のみならず、健康づくりに対するエビデンスの創出を通じて、健康日本21（第二次）の取組を促進し、地方自治体や企業、国民等の健康づくりをさらに支援し、社会保障制度を持続可能なものとすることに貢献している。引き続き、次期国民健康づくり運動も見据えて科学的根拠を創出していく必要がある。また、特に循環器疾患に関しては平成29年7月にとりまとめられた、「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」での報告書をもとに、次期医療計画も見据え、循環器疾患の医療提供体制についての研究が進行しており、こちらも着実に進行していく必要がある。

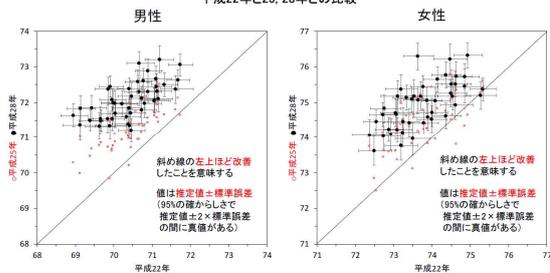
<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」（平成28年度～30年度）

「非燃烧加熱式たばこにおける成分分析の手法の開発と国内外における使用実態や規制に関する研究」平成29年度）

別表第一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標
② 健康格差の縮小(日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差の縮小)

都道府県別健康寿命「日常生活に制限のない期間の平均」(推定値)の平成22年と25、28年との比較



※平成28年は、国民生活基礎調査が熊本地域により熊本県を調査していないため、熊本県が含まれていない。

データソース:厚生労働科学研究費補助金の研究班において厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに算定

加熱式たばこにおける科学的知見

【現時点までに得られた科学的知見】

- 加熱式たばこの主流種には、紙巻たばこと同程度のニコチンを含む製品もある。
- 加熱式たばこの主流種に含まれる主要な発がん性物質*の含有量は、紙巻たばこに比べれば少ない。
- 加熱式たばこ喫煙時の室内におけるニコチン濃度は、紙巻たばこに比べれば低い。

【主流種の成分】

紙巻たばこ、加熱式たばこ^{※1}の主流種に含まれるニコチン濃度

加熱式たばこ主流種中の発がん性物質の一例
(紙巻たばこ^{※2}の主流種に含まれる発がん性物質100%としたときの割合)

アセトアルデヒド
ホルムアルデヒド
ベンゼン
ベンゾ[*a*]ピレン
たばこ特異的NNN
ニトロソアンモニアNK
クロベン
ベンゾ[*a*]アントラセン
ナフレン

紙巻たばこ比べた割合(%)

【喫煙時の室内におけるニコチン濃度】

- 主流種において紙巻たばこと同程度含まれるものがある「ニコチン」を測定。
- 同一条件下(換気のない狭い室内で喫煙した場合)で室内のニコチン濃度を測定したところ、紙巻たばこ(1,000~2,420 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)に比べ、加熱式たばこ(26~257 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)では低かった。

【現時点での評価】

- ・加熱式たばこの主流種に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要。

1. 研究事業の基本情報

分野名	疾病・障害対策研究分野
研究事業名	女性の健康の包括的支援政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局健康課女性の健康推進室
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	32,839	10	3
平成 29 年度	36,780	7	3
平成 30 年度	36,780	9	4

3. 研究事業の目的

女性のライフステージに応じた取組や、社会的な側面も含めた生涯にわたる包括的な支援を行うための施策に資する、我が国における女性の健康にかかる実態の把握と支援に必要な情報提供や相談体制の構築、およびそれに必要な人材の育成を目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

本事業は平成 27 年度から開始したところであり、女性の健康の包括的支援のための情報基盤の整備や、健康における社会的決定要因に関する研究を実施している。

女性の健康の包括的支援に関する情報発信基盤構築と多診療科医療統合を目指した研究では、女性の健康に関するホームページ（女性の健康推進室ヘルスケアラボ）について、アクセス対象者の閲覧傾向等の解析を実施し、今後のホームページの内容改善につながる成果を得た。また、統合的な女性診療を構築する上での基盤とするための、「女性の健康包括的支援のための診療ガイドブック」を作成し、日本産科婦人科学会のみならず、学校教育に携わる保健師等への配布を行った。

保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究については、学校教育や大学保健管理センター、薬局等の女性の健康を支援する立場の各分野における各種取組の実態把握を行い、かかりつけ婦人科への若い年代からの

受診の必要性や、女性の健康を支援する立場にある専門職に対しての研修を行う必要性などを明らかにした。

女性の健康の社会経済学的影響に関する研究では、患者等へのアンケートによる女性の健康上の問題による医療費及び労働生産性の損失の推計、自治体や民間団体等で行われている女性の健康増進施策の好事例の調査、また、文献レビューなどを実施し、女性の健康維持が社会経済学的にもたらすメリットについて明らかにした。

こうした成果を踏まえ、女性の健康に関する正しい情報提供体制の整備や、地域や団体における女性の健康支援についての情報発信を図っている。

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績（平成30年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでは妊娠・出産や疾病等に着眼して行われてきた。このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であり、女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制も十分に構築されておらず、早急な対応を図る必要がある。そのような中、平成25年10月、自民党政調内に「女性の健康の包括的支援に関するPT」が設置され、政策提言がとりまとめられた。これに引き続き、自民党から「女性の健康の包括的支援に関する法律案」が平成26年6月、平成28年4月に参議院に提出された（いずれも廃案）。また、自由民主党女性活躍推進本部の提言や自由民主党女性局の要望書、男女共同参画基本計画においても、女性の健康支援の重要性が指摘されているところである。そして、平成30年6月12日に決定された「女性活躍加速のための重点方針2018」I-1.- (1)②にあるように、女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生</p>
---------------------------	---

	<p>の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、性差医療等に関する調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発する事が求められている。以上のように、本研究事業に対するニーズは極めて高く、今後もさらに推進する必要がある。</p>
<p>効率性の観点から</p>	<p>本事業は、小児期から性成熟期、出産期、更年期、老年期にわたる女性の一生における健康課題に焦点を当て、研究課題の採択に関する事前評価、研究進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等研究成果を評価する事後評価を実施するなど、評価委員会の十分なチェック体制を敷き、進捗管理を行って事業を効率的に実施する。</p> <p>また、本事業は研究課題として行政施策に直結するものを設定しており、研究成果を効率的に施策に反映させる仕組みが構築されている。</p>
<p>有効性の観点から</p>	<p>研究の成果を活用して、社会的に求められている女性の健康に係る情報収集及び情報提供体制の整備、女性の健康支援のための診療体制及びライフステージに応じた健康評価・フォローアップ体制の整備、女性の健康支援に向けた人材育成など、ライフステージに応じた女性特有の健康課題を解決するための有効な施策が展開されている。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>女性の健康対策を実施するに当たっては、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化することや、女性の社会進出、婚姻をめぐる変化、平均寿命の延伸等にも着目し、医療、保健、福祉、教育、労働といった様々な分野を含めた包括的な支援が必要である。また、背景となる女性の雇用・経済的状況、地域社会・生活環境、家族・再生産領域といった社会的決定要因が生活習慣や健康状態に及ぼす影響を明らかにした上で、その効果的な介入方法を開発する必要がある。</p>

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

女性の健康の社会経済学的影響に関する研究（平成29年度～平成30年度）

女性の健康の包括的支援に関する情報発信基盤構築と多診療科医療統合を目指した研究（平成29年度～継続中）



平成29(2017)年度～平成30(2018)年度
厚生労働科学研究費補助金（4-29-女性・一般-002）女性の健康の包括的支援政策研究事業
女性の健康の社会経済学的影響に関する研究



平成29(2017)年度～平成30(2018)年度
厚生労働科学研究費補助金（4-29-女性・一般-002）女性の健康の包括的支援政策研究事業
女性の健康の社会経済学的影響に関する研究

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	難治性疾患政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局難病対策課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成28年度	1,553,221	153	124
平成29年度	1,271,872	132	113
平成30年度	1,632,115	113	98

3. 研究事業の目的

難病法において規定されている難病および小児慢性特定疾病等に対して、診療体制の構築、疫学研究、普及啓発、診断基準・診療ガイドラインの作成・改訂、小児成人移行期医療（トランジション）の推進、関連研究やデータベースとの連携等を行い、医療水準の向上に貢献することを目標としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>1. 難治性呼吸器疾患・肺高血圧症に関する調査研究班（平成29年度～31年度）において慢性血栓塞栓性肺高血圧症診療ガイドラインを作成等、研究対象595疾病（平成30年度に実施された研究課題98課題）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診断基準の策定・改訂は520疾病（87.4%）で達成。 ○重症度分類の策定・改訂は485疾病（81.5%）で達成。 ○診療ガイドラインの策定・改訂は322疾病（54.1%）で達成。 <p>2. 難治性血管炎に関する調査研究班（平成29年度～31年度）等において市民公開講座を開催する等、疾病の普及啓発を行っている。</p> <p>3. 本事業の研究班では指定難病331疾病（2019年4月時点）を研究対象疾病としてすべてをカバーしているのみならず、指定難病以外の小児慢性特定疾病（2019年4月時点で756疾病）等の関連疾病についても広く研究対象とし、平成30年度に整備を開始した難病診療連携拠点病院を中心とした難病診療連携体制の構築に寄与している。</p>
② 目的とする成果が不十分であった事例

横断的政策研究分野における「難病領域における検体検査の精度管理体制の整備に資する研究」、「指定難病患者データベース、小児慢性特定疾病児童等データベースと他の行政データベースとの連携についての研究」では三次公募での採択であり研究期間が短かったため、当初目標としていた成果は達成できなかったが、平成31年度以降の研究で目標としている成果を達成するため、研究を継続する。

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績（平成30年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
31	320	167	16	389	153	3	2	29	60

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	難病および小児慢性特定疾病等の医療水準の向上、また、患者のQOL向上のために、診断基準、重症度分類、医療の均てん化に資する診療ガイドライン等の作成や改訂、学会や患者会等と連携した様々な普及・啓発活動、患者の療養生活環境整備やQOL向上に資する成果、適切な医療提供体制の構築等、臨床や地域の現場で必要不可欠な成果を多く産出しており、この研究体制をさらに強化すべきである。また、引き続き、指定難病や小児慢性特定疾病の追加の検討をおこなう予定であるため、幅広く希少・難治性疾患に関する情報収集を継続する必要がある。
効率性 の観点 から	既に全331疾病（2019年4月現在）の指定難病は、本事業の研究班の研究対象疾病としてカバーされており、指定難病以外の小児慢性特定疾病等の関連疾病についても広く研究対象としている。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児の研究者と成人の研究者の連携も十分に取られている。さらに、AMEDの難治性疾患実用化研究班で得られたエビデンスを、本事業の関連研究班で取りまとめてガイドライン作成に活用する等の連携が行われている。以上のように役割分担と連携が的確に行われており、効率的に研究事業が運営されている。
有効性 の観点 から	各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、担当疾病について、診断基準、診療ガイドライン、臨床調査個人票、難病情報センター掲載資料等の作成や改訂を行うだけでなく、診療体制の中核

を担い、また、学会や患者会と連携した普及啓発活動など、様々な手法により医療水準の向上を実践している。さらに、平成 27 年に施行された難病法の、施行後 5 年の見直しに資するエビデンスの提供も行われている。以上のように、患者、行政にとって有用な研究成果が得られている。

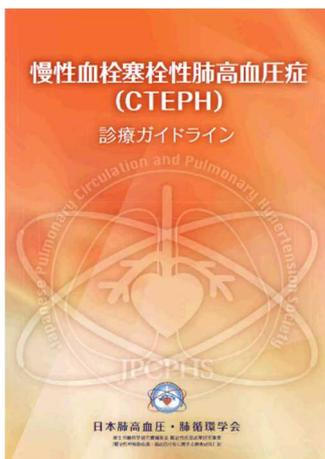
6. 改善すべき点及び今後の課題

難病対策と小児慢性特定疾病対策を安定的に継続するために、疾病間の公平性を担保するための研究や、追加疾病の検討に対応するための情報収集、制度や対象疾病そのものの普及啓発活動等をさらに進める必要がある。また、難病データベース・小児慢性特定疾病データベースの有効活用、平成 30 年度から開始されている難病診療連携拠点病院を中心とした難病診療連携体制の整備等のため、本事業のさらなる推進が必要である。

<参考> 平成 30 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

(例)

難治性呼吸器疾患・肺高血圧症に関する調査研究（平成 29 年度～31 年度）



難治性血管炎に関する調査研究（平成 29 年度～31 年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	免疫アレルギー疾患等政策研究事業 (免疫アレルギー疾患政策研究分野)
主管部局（課室）	厚生労働省健康局がん・疾病対策課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	39,376	9	9
平成 29 年度	45,678	7	9
平成 30 年度	47,623（腎分野 7500）	10（腎分野 2）	8（腎分野 2）

3. 研究事業の目的

免疫アレルギー疾患の罹患率は高く、社会問題化している。この背景を踏まえてアレルギー疾患対策基本法が施行され、それに基づいて連携体制を整備し、質の高い臨床研究等を実施し、予防、診断及び治療方法の開発・評価等、病態の解明等に向けた研究を推進する必要がある。当事業で得られた成果をガイドラインなどに反映させることで、免疫アレルギーに関わる医療全体を向上させる。

【うち腎分野】

慢性腎臓病（CKD）の医療連携体制の構築等の腎疾患対策の推進により、CKD 重症化予防の徹底とともに、CKD 患者の QOL の維持向上を図り、具体的には 10 年以内に（2028 年までに）10% 以上の新規透析導入患者数を減少させ、35,000 人／年以下とすることを目標とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小児期および成人移行期小児リウマチ患者の全国調査データの解析と両者の異同性に基づいた全国的「シームレス」診療ネットワーク構築による標準的治療の均てん化」研究（平成 29 年度～継続中）においては、「成人リウマチ医のための移行期支援ガイド」が作成され、今後小児リウマチ患者がシームレスに内科への治療に移行できるように活用される。 ・「アレルギー疾患における標準治療の普及と均てん化に向けた研修プログラム開発研究」（平成 29 年度～継続中）においては、「小児アレルギー診療短期重点型

研修プログラム」の成果が得られ、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下、基本指針）に基づくアレルギー疾患医療提供体制の在り方報告書に記載されている中心拠点病院における医師研修プログラムに今後活用される。また学校や保育所で使用される「アレルギー疾患生活管理指導表の作成支援ツール」が作成され、今後かかりつけ医が指導表を簡便に作成できるように活用される。

- ・「アレルギー疾患対策に必要とされる大規模疫学研究調査に関する研究」（平成 29 年度～継続中）ではこれまで定期的に行われてきた疫学調査から「日本の子どもたちのアレルギーはどうなっているのか-全国小・中学生アレルギー疾患調査-」がまとめられ、今後アレルギー疾患対策推進協議会での検討、アレルギー疾患の診療ガイドライン作成に用いられる。
- ・「我が国の関節リウマチ診療の標準化に関する臨床疫学研究」（平成 30 年度～継続中）では NDB を用いたリウマチの疫学調査を開始し、リウマチ診療ガイドラインの委員会を編成し、システムティックレビューを開始しており、令和 2 年の発刊に向けて今後活用される。
- ・「免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤の構築」（平成 30 年度～継続中）では基本指針に基づいた研究推進のための戦略が作成され、厚生労働省免疫アレルギー疾患戦略検討会において「免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略」が取りまとめられ報告された。
- ・「アレルギー疾患および養育者の就労・就学支援を推進するための研究」（平成 30 年度～継続中）ではアレルギー疾患・リウマチに対する両立支援の現状について質問票を作成し、患者、患者会、行政などへの質問票による評価が検討され、成人アトピー性皮膚炎、喘息について調査を開始し、就労・就学支援のためのマニュアル・連携資材の作成に活用される。

【うち腎分野】

「慢性腎臓病 CKD の診療体制構築と普及・啓発による医療の向上」の研究（平成 28 年度～30 年度）においては、得られた知見から腎疾患対策検討会（平成 29 年 12 月から平成 30 年 5 月までの計 4 回開催）の資料を作成した。「今後の腎疾患対策のあり方について（平成 20 年 3 月）」以来 10 年ぶりとなる平成 30 年 7 月に通知された「腎疾患対策検討会報告書 ～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」にも活用された。また、「エビデンスに基づく CKD 診療ガイドライン 2018」、「高血圧治療ガイドライン 2019」の作成にも活用された。

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

（2）論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	0	0	3	11	13	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

<p>必要性の観点から</p>	<p>免疫アレルギー疾患は患者数が多く、長期にわたり QOL を低下させるため、国民の健康上重大な問題である。そうした背景を踏まえて平成 26 年にアレルギー疾患対策基本法が成立し、平成 29 年 3 月に基本指針が策定され、免疫アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策を推進する必要がある。</p> <p>「リウマチの移行医療の体制整備」では、特に専門性の求められる小児リウマチ疾患領域をリウマチ内科医へ円滑に移行できるようにマニュアルが作成され、また、「就学・就労に関する研究」では社会的価値、社会へのニーズへの対応として必要性が高い。「大規模疫学調査」「リウマチの臨床疫学研究」も社会の状況の把握、今後の施策の企画立案に必要性が高い。</p> <p>また、アレルギー疾患基本指針に基づいたアレルギー医療診療体制の在り方や、研究の推進は、国の施策を実行する目標としてもきわめて必要性が高い課題であり、「均てん化に向けた研修プログラム開発研究」、「研究基盤の構築に関する研究」は政策全体の進捗状況を今後評価していく上でも必要な研究である。</p> <p>【うち腎分野】</p> <p>「腎疾患対策のあり方について（平成 20 年 3 月 腎疾患対策検討会）」に基づく 10 年間の対策にもかかわらず、平成 28 年末の透析患者数は約 33 万人と、未だ減少傾向には転じておらず、さらに、高齢化により腎臓病患者の増加も予想されている。そこで、10 年ぶりに平成 30 年度版報告書を取りまとめ、CKD 重症化予防の徹底とともに、CKD 患者の QOL の維持向上を図る等を全体目標とし、地域における CKD 診療体制の充実や 2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で約 10% 減少）とする等を成果目標とし、普及啓発、人材育成、医療連携体制の構築、診療水準の向上、研究の推進の 5 つの個別対策を掲げられており、腎疾患対策の更なる推進を目指すため、重点的に実施すべき研究である。</p>
------------------------	---

<p>効率性の観点から</p>	<p>本研究事業の研究採択は事前評価委員会の評価によって決定される。また研究の進捗状況の評価する中間評価委員会の評価を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図っており、適切に採択、管理にて計画的に成果をあげている。</p> <p>今後、基本指針、研究10か年戦略に基づいて、免疫アレルギー疾患対策の推進に資する有用な研究成果を継続的に出していくため、行政的な研究に対する予算の増額が望まれる。</p> <p>【うち腎分野】</p> <p>平成30年度版腎疾患対策検討会報告書に示された腎疾患対策の方向性に基づいて、関連学会や医師会等とも連携し、実情に応じた効率的な研究を行うとともに、研究成果についても速やかに共有が行われている。また、透析患者の年間医療費は約500万円であることから、平成30年度版報告書の目標である「新規透析導入患者を10年間で10%以上（約4000人）減少」が達成されれば、4000人の1年間の透析医療費だけでも約200億円の削減が可能となり、高い費用対効果が期待できる。</p>
<p>有効性の観点から</p>	<p>免疫アレルギー疾患は小児から成人まで、かつ多臓器に症状がわたることから、これらを縦断的・横断的に研究し、各々の要素がどのように関連しているかを明らかにすることで問題解決を目指している。</p> <p>「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」を推進するために、研究全体の進捗状況や必要な研究施策を検討する研究班において、有効性の高い研究施策を検討して実施体制を整備している。</p> <p>また、研究者は我が国における免疫アレルギーの臨床・基礎研究のいずれも専門性の高い医師であり、各研究課題の目標を達成する能力が高い。</p> <p>さらに、基本指針に基づいた都道府県アレルギー疾患拠点病院の人材を育成するために中心拠点病院での医師養成プログラムを用いて有効性の高い人材の養成整備へ貢献している。</p> <p>【うち腎分野】</p> <p>日本腎臓学会理事長を研究代表者とする指定班において、当課や関連学会と連携したオールジャパン体制を構築し、平成30年度版腎疾患対策検討会報告書の作成、CKD診療ガイドライン2018等の作成に研究から得られた知見が活用される等、十分に目標を達成した。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

平成 31 年 1 月に発出された「免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略」では、本態解明・社会の構築・疾患特性の 3 つの戦略を推進し実践していくことで、免疫アレルギー疾患に対して安心して生活できる社会の構築を目指している。そのためには、既存の研究を継続しつつ、更に戦略に基づいた要素を取り入れて研究を推進する必要がある。例えば、これまで継続してきた大規模疫学研究は経時的に同じ手法にて施行されており、一定の評価はできるが、戦略に基づいて免疫アレルギー疾患の多様性の理解と層別化などに向け、アレルギー拠点病院などと連携した全国規模での新たな疫学研究を目指す必要がある。

また、研究 10 か年戦略において現在の研究で不足している分野、例えば「戦略 2-2 アンメットメディカルニーズ等の調査研究開発等」について、今後研究を推進していく必要がある。

【うち腎分野】

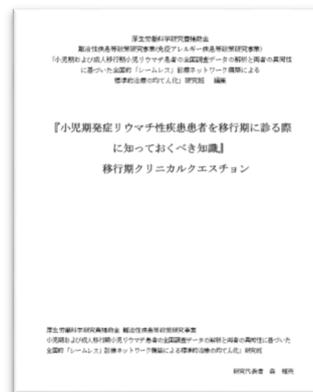
今後は効果的・効率的な CKD 診療連携体制の構築のために地域の実情に応じた診療連携体制の先行事例や好事例のとりまとめとその横展開を図るため、関連学会や医師会との連携だけでなく、行政との連携をさらに強化できる研究計画とする予定としている。

<参考> 平成 30 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略 小児リウマチ性疾患患者を移行期支援ツール



アレルギー疾患における標準治療の普及と均てん化に向けた研修プログラム開発研究（平成 29 年度～継続中）



アレルギー疾患生活管理指導表作成支援ツール（平成 29 年度～継続中）

小児アレルギー診療短期重点型教育研修プログラム

一般医向け学校生活管理指導表作成サポートツール

学校 依頼 → 診療所 <https://allergysupport.jp>

診療所のスタッフがサポートウェブページにアクセスして問診・入力

サポートツール

管理指導表作成に必要な問診項目

管理指導表記入“例”

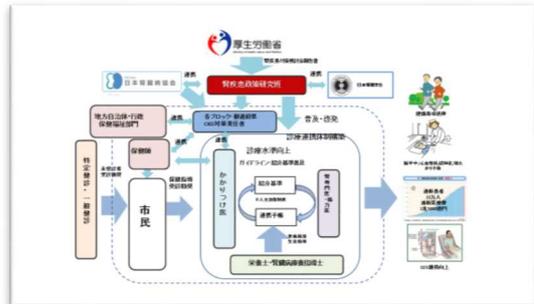
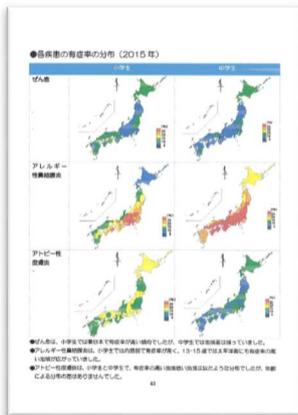
ウェブページで管理指導表記入内容の提案

管理方法の提案

適切な管理指導表

アレルギー疾患対策に必要とされる大規模疫学研究調査に関する研究
(平成 29 年度～継続中)

慢性腎臓病 CKD の診療体制構築と普及・啓発による医療の向上
(平成 28 年度～30 年度)



CKD 診療連携体制の構築案の作成

1. 研究事業の基本情報

分野名	「難病性疾患等政策研究事業」
研究事業名	免疫アレルギー疾患等政策研究事業 (移植医療基盤整備研究分野)
主管部局(課室)	厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※(単位:千円)	申請件数(件)	採択件数(件)
平成28年度	45,408	9	7
平成29年度	45,912	9	5
平成30年度	43,556	8	6

3. 研究事業の目的

造血幹細胞移植や臓器移植といった移植医療は、患者にとっては根治を目指すための重要な治療法であり、さらにその一方で第三者であるドナーの善意に基づいた医療でもあるという特殊な医療である。そのため本研究事業は患者・ドナー双方の立場からみた適切な移植医療の推進のための社会的基盤の構築を目指す。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>1. 造血幹細胞移植領域</p> <p>● 骨髄バンクコーディネート期間の短縮とドナープールの質向上による造血幹細胞移植の最適な機会提供に関する研究(H28~30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルマーケティング手法を用いてコーディネート中止になった心理、社会的背景の抽出を行い、コーディネート中止となった原因の多くは、会社や家庭における理解の不足や、これらへの負担を強いることを懸念したものであることが明らかになった。この結果を、令和2年度より試行的稼働予定である造血幹細胞移植支援システムへ反映させ、よりコーディネートがスムーズに進むドナーを選択できるようにする他、更に研究を進めてこれらの課題に対する対応策を実施する予定である。

- 非血縁者間末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の効率的提供と至適な利用率増加につながる実践的支援体制の整備（H29～継続中）
 - ・ 末梢血幹細胞の採取における有害事象の発症を骨髄採取と比較し、よりドナーに負担の少ない採取方法を目指す上での、課題やその対応策を明確にした。この結果は今後、末梢血幹細胞採取の全国的な普及の加速を図るため、ガイドラインの改訂等に反映される予定である。
- 効率的な臍帯血確保とエビデンスに基づいた臍帯血ユニット選択基準の再評価による臍帯血資源の有効利用法の確立（H30～継続中）
 - ・ 臍帯血の採取における、採取手技の手順や産婦人科医療機関における体制といった、採取に関する調査を行い、各産婦人科医療機関から得られた臍帯血の保存実績と比較した。この結果は、適切な臍帯血採取手技の確立に今後活用される。

2. 臓器移植領域

- ソーシャルマーケティング手法を用いた心停止下臓器提供や小児の臓器提供を含む臓器提供の選択肢提示を行う際の理想的な対応のあり方の確立に関する研究（H28-30）
 - ・ 選択肢提示を行う場合に、主治医には悲嘆にくれる家族に臓器提供の話はしにくいというバリアが、家族側には混乱し動揺しているため病状の理解が困難であるというバリアが存在する中で、医師が提示しやすく、所謂無関心期の家族が提供へ行動変容することにつながりやすいリーフレットを平成29年度末までに開発し、臨床の現場で実際に使用した。
- 脳死下・心停止下における臓器・組織提供ドナー家族における満足度の向上及び効率的な提供体制構築に資する研究（H29-継続中）
 - ・ これまでに、患者搬送、臓器摘出、臓器提供後の検証会議に至るまでの全過程を網羅したマニュアルは作成されていなかった。平成30年度末までに、脳死下臓器提供の経験のない施設にも理解しやすい臓器提供における全ての過程を網羅したマニュアルの作成が行われた。
 - ・ 現行の「脳死下臓器提供に関する検証資料フォーマット」は、記載項目に重複がある。また詳細な記載が事後に必要なことから、臓器提供施設の負担の一つとして指摘されていた。平成30年度末までに、事例発生時に項目を埋めていくことで完成できる新たなフォーマットを作成し、検証体制についても提案を行った。
 - ・ 救急診療において、患者家族が十分な情報を得た上での診療に対する要望を正確にくみ取るためには、診療にあたる医師、看護師等の診療チームと別のスタッフによる家族サポートの重要性が明らかとなった。現在、意識障害を伴う

ような重篤な患者、またその家族に対して入院時から関わり、救命困難となった場合に、患者家族に寄り添いながら、臓器提供も含む患者家族の希望を聞き取り、診療チームやその他の専門職との橋渡しを行う医療スタッフの養成プログラムを作成した。

● 小児からの臓器提供に必要な体制整備に資する教育プログラムの開発（H30-継続中）

- ・ 平成 30 年度は、小児からの臓器提供の経験がある施設へのヒアリングを行い、課題抽出を行い、2019 年度以降、小児からの臓器提供の実際をわかりやすく解説した事例集の作成を行う。
- ・ 臓器移植について、若年時から自分のこととして考えてもらう機会が増えるように、中学校の教員が臓器移植を教育の題材として使用する際のツールとして、指導演、ワークシートの作成を行った。2019 年度以降は、中学校教員による評価をもとに、ツールのブラッシュアップを行う。

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
1	13	0	0	12	0	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>臓器移植については、平成 22 年の改正臓器移植法の施行により可能となった家族承諾による臓器提供について、体制整備に必要な知見を収集することが重要である。造血幹細胞移植については、平成 26 年 1 月に定められた「造血幹細胞の適切な供給の推進を図るための基本的な方針」において、造血幹細胞に関連した基礎研究や、臍帯血を用いた新たな医療技術の開発の促進が規定された。さらに、いずれの領域についても、複雑で難易度の高い医療であるとともに、第三者であるドナーの善意を最大限尊重する必要がある、という観点からも、通常の医療以上に良好な治療成績を達成し、レシピエント・ドナー双方の安全性確保のための方策を確立する必要があることから、本研究事業は重要である。</p>
---------------------------	---

効率性の観点から	<p>本分野の対象となる患者は、他分野と比較して多くはないため、全国の各移植医療関係施設間で共同して研究を行うことや、医療施設のみならず各バンクやドナーコーディネートを担当する施設・ネットワークなども協働することにより、現場の実態を踏まえた効率的な研究が行われているとともに、研究成果について速やかに共有されていることが評価される。</p>
有効性の観点から	<p>これまでに骨髄バンクコーディネイト期間の短縮とドナープールの質向上に関する研究、臓器あわせん業務の分析、より侵襲の少ない移植技術の開発等により、移植医療分野に大きく貢献してきたところである。現在、近年増加している臍帯血移植において効率的に質のよい臍帯血の提供体制構築を目指した研究や、職場等の理解を得ることが困難であるためドナーを辞退される方が多い現状に対して造血幹細胞をより提供しやすいよう環境整備を行うための研究、適切で円滑な臓器提供を可能とする院内体制整備やスタッフの教育研修プログラムの開発研究なども継続されており、我が国固有の課題に即した政策提言に向けた知見やマニュアル・ガイドライン作成や改正などの研究成果が得られている。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

移植医療分野は、第三者であるドナーとの関わりが必須である特殊な医療であり、移植医療の社会的基盤の構築は今後も大きな課題である。造血幹細胞移植分野では、非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植において、令和2年度からはコーディネイト期間が短い点で患者に有益性が高い非血縁者間末梢血幹細胞移植の実施率増加を目指した研究を行い、患者がより適切な時期に移植を受ける機会が増えるための政策に向けた研究を検討する方針である。

臓器・組織移植領域では、これまで、臓器提供に係る全工程を網羅し、臨床の実際を考慮した医療関係者向けのマニュアルの整備、選択肢提示を行う際の人材養成プログラムの検討等を行ってきた。令和2年度からは、脳死下、心停止下の臓器提供時の各施設内での職種間の連携、地域における施設間での効率的な連携体制が明らかとなることで、より幅広い施設にて、円滑に適切な臓器提供が行われるようになることが期待される。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

(例)

非血縁者間末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の効率的提供と至適な利用率増加に繋がる実践的支援体制の整備（平成29年度～継続中）

G-CSFのバイオンミラー(G-CSF BS)を用い、健康人ドナーからの末梢血幹細胞動員・採取に関する日本造血細胞移植学会の見解

2017年11月5日
日本造血細胞移植学会

日本造血細胞移植学会はG-CSFの投与を受ける対象が健康人ドナーであることに鑑み、本剤を投与されたドナーにおける短期・中長期の有害事象の把握に努めてきた。2000年4月から2010年3月までにG-CSFを投与された血縁者ドナーの術後経過観察の結果では、重篤な有害事象の発生頻度は骨髄ドナーと比較して有意差がないことを明らかにし、平成22年度厚生科学審議会造血細胞移植委員会での審議を経て、同種末梢血幹細胞移植の芽血縁者ドナーへの投与が承認された。

その後、その適応に健康ドナーへの投与も含め複数のG-CSF BSが認可された。日本造血細胞移植学会は、これらのG-CSF BSに関して健康ドナーを対象とした治療が施行されなかったことに鑑み、G-CSF BSに関しても先行製剤と同様の目的に適切に拡大されるに際して採用したステップを踏むことが必要と判断し、2014年よりG-CSF BSを用いた血縁者健康ドナーからの末梢血への造血幹細胞動員・採取に関する術後経過観察研究を開始した。その結果、G-CSF BSを用いた短期ドナーフォローアップの結果、その短期の安全性・有効性は先行製剤と比較して同様の成績であることが確認された。

この結果を踏まえ日本造血細胞移植学会は、2013年1月に発表したG-CSF BSに関する見解を修正し、「日本骨髄バンクが日本造血細胞移植学会/日本造血細胞移植センターと連携して、G-CSF BSの中・長期的な有害事象に関して情報収集を継続することを前提として、G-CSF BSを非血縁ドナーからの末梢血造血幹細胞動員・採取に使用することは穏当である」とする。この見解はWorld Marrow Donor Association (WMDA) から発信される国際的見解との歩調を合わせたものである。

以上

研究結果を受け、学会が医療機関に
発出した通知文

脳死下・心停止下における臓器・組織提供ドナー家族における満足度の向上及び効率的な提供体制構築に資する研究（平成29年度～継続中）

2. 提供施設における環境整備 ④

<新たな取組>

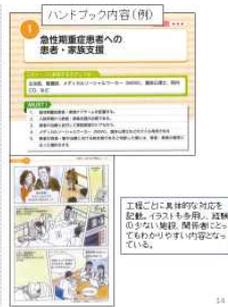
(2)臓器提供時ハンドブックの作成

脳死下・心停止下における臓器・組織提供ドナー家族における満足度の向上、及び効率的な提供体制構築に資する研究(研究発表会:日本医科大学 横田裕行 平成29年度)

法的倫理判定マニュアルは平成22年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「脳死判定基準のマニュアル化に関する作業班」により作成されているが、院内の運営体制までを網羅した一連の手冊マニュアルは現在存在しない。そこで、提供事例の経験がない施設であっても、一連の工程で必要となる業務や人員配置等を前もって把握することが可能となるよう、臨床の現場に即した網羅的な手順書を作成している。

ハンドブック目次

- | | |
|--|--------------------|
| 1. 急性期重症患者への患者・家族支援 | 10. オペル・カニコンプラダト文庫 |
| 2. 終末期患者を把握する | 11. 手術室準備 |
| 3. 院内連携情報共有 | 12. 搬出チームへの対応 |
| 4. ネットワークコーディネーター(NWCO) 看護情報コーディネーター(IC)との連携 | 13. 搬出前 |
| 5. 臓器提供患者の全身管理 | 14. お見送り |
| 6. 臓器とつながる状態の判断 | 15. 臓器搬出終了後の必要事項 |
| 7. 患者家族への情報提供 | 16. 小児に関する事項 |
| 8. 臓器との連携 | 17. 心停止下臓器提供 |
| 9. 法的倫理判定 | |



第50回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会資料より抜粋

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	慢性の痛み政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局難病対策課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	50,000	1	1
平成 29 年度	50,000	1	1
平成 30 年度	50,000	1	1

3. 研究事業の目的

慢性の痛みに対する痛みセンターを中心とした診療体制を構築・充実させ、さらに地域医療との連携を行い、慢性の痛み医療を全国に均てん化を図り、疼痛医療の水準を向上させる。また、痛みセンターでの診療に関するレジストリを活用した慢性の痛みに関するガイドライン等の作成等を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>慢性の痛み診療・教育の基盤となるシステム構築に関する研究においては、</p> <p>1) 集学的診療体制の構築</p> <p>痛みセンターでのチーム診療体制を構築し、平成 30 年度には 23 施設へ拡大した。また、平成 29 年度から開始された痛みセンターと地域の医療機関が連携し、地域において適切な慢性疼痛の診療を受けられる体制を構築するための「慢性疼痛診療システム構築モデル事業」（平成 30 年度は 8 箇所）と連携し、ネットワーク作りを推進した。</p> <p>2) 慢性疼痛患者の現状把握、対策立案のためのレジストリの構築</p> <p>登録すべき慢性疼痛患者の条件・情報、登録期間等について決定し、また、物理データベースサーバーの設置を行った。（疾患登録は 2019 年度から開始予定。）</p> <p>3) 客観的で精緻な診断評価方法の整理と開発・導入</p> <p>触覚・痛覚・熱温度閾値測定の方法など Quantitative Sensory Testing (QST) の検討を行い、我が国の慢性疼痛 phenotype の profile 化に適する QST を絞り込</p>

んだ。また、身体機能・姿勢評価として、診察室で簡便にできる身体所見を検討、整理した。

4) 国民・医療者への普及啓発

慢性疼痛対策の普及・啓発として、研究班ホームページの充実化、および情報提供プラットフォームの一元化をおこなった。さらに、外来待合室で使うビデオの作成、患者相談窓口用の痛み相談マニュアルを作成（NPO 法人いたみ医学研究情報センターと協業）した。

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	10	25	2	55	8	0	0	0	3

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>多くの国民が抱える慢性の痛みが QOL の低下を来す一因となっているという背景から、「今後の慢性の痛み対策について（提言）」（平成 22 年 9 月）に基づき総合的な痛み対策を遂行している。ニッポン一億総活躍プランや骨太の方針に慢性疼痛対策が取り上げられており、与党内で「慢性の痛み対策議員連盟」も立ち上がっており、その一層の充実が求められている。平成 29 年度から、慢性疼痛診療システム構築モデル事業を実施しており、そのエビデンス等を用いて、地域での慢性疼痛診療体制の構築、充実化し、また、全国への均てん化を進める必要がある。</p>
効率性 の観点 から	<p>神経や筋骨格系の器質的な面だけでなく、心理的・社会的な要因も関与する慢性疼痛患者に対して、診療科横断的に、臨床心理士や理学療法士なども含む多職種連携体制で、認知行動療法を含めた多角的なアプローチにより診療をおこなう痛みセンターを構築してきた（平成 31 年 3 月現在計 23 箇所）。</p> <p>痛みセンターでの診療効果が特に期待できる疾患や病態の患者群を抽出し、また、痛みセンターでの診療に関するエビデンスを集積するなど、痛みセンターとの連携により効率的に慢性疼痛治療ガイドラインを作成することができた。このガイドラインの普及とともに、より</p>

	効率的・効果的な慢性疼痛に対する診療を可能とするために痛み関連の学会で構成されるペインコンソーシアムに参加している主要学会と合同で慢性疼痛診療ガイドラインを作成することも必要である。
有効性の観点から	痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムが普及することで、慢性疼痛の早期診断、早期治療が可能となり、また、より身近な医療機関で適切な医療を提供できる。また、認知行動療法が有効な場合では、患者のQOLが改善し、職場復帰が可能となるケースもあり、医療経済的なメリットも期待できる。

6. 改善すべき点及び今後の課題

痛みセンターでの診療に関するレジストリを構築・利活用することで、痛みセンターにおける慢性疼痛診療のエビデンスを速やかに蓄積し、主要関連学会から承認された慢性疼痛診療ガイドラインの作成をすすめる予定である。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

(例)

慢性の痛み診療・教育の基盤となるシステム構築に関する研究（平成30年度）

The screenshot shows the homepage of the Japan Chronic Pain Information Center. At the top, there is a search bar and a navigation menu with tabs for 'Home', 'Notice', 'National Strategy', and 'Pain Center List'. Below the navigation, there is a main content area with several tiles. On the left, there is a 'Keyword Search' box. In the center, there are several informational tiles, including 'Representative Chronic Pain (Registry)', 'Local Chronic Pain Network', 'Pain Center Overview', 'FAQ Representative Questions and Answers', 'National Chronic Pain Strategy', 'Chronic Pain Treatment Guidelines', 'Chronic Pain Specialist Clinics', 'Chronic Pain Research Class (AMED)', and 'Patient Self-Learning Content'. On the right, there is a 'Patient Phone Consultation Window' with a phone number '0561-57-3000', a 'Pain Wiki' tile, and a 'Medical Center' tile. At the bottom right, there is a 'Various Systems/Services Overview' tile and a 'Recognized NPO Legal Representative Medical Research Information Center' tile.

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	長寿科学政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省老健局総務課
関係部局	厚生労働省老健局老人保健課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	89,643	14	8
平成 29 年度	60,207	12	8
平成 30 年度	60,207	31	11

3. 研究事業の目的

本研究事業では、効果的・効率的な介護予防事業等の施策実施や高齢者の状態に応じた適切な介護サービスの提供と介護保険制度の持続可能性を高めるため、地域包括ケアシステムの構築・維持に資する科学的検証を行う政策研究を推進することを目的としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

- 「介護予防を推進する地域づくりを戦略的に進めるための研究（研究代表者：近藤克則）」（H28～30）【参考図 1】
- ・既存コホートを活用した 2003 年からの調査データをもとに、地域づくりによる介護予防を戦略的に進める上での重点課題等を把握できる地域診断指標を作成した。
- ・老健局が運営する地域包括ケア「見える化」システムにそれらの指標の一部が反映された。
- ・また、地域包括ケア「見える化」システムを活用した政策マネジメントの取組、縦断調査による介護予防効果の検証などについて、スポーツ庁「スポーツ実施率向上のための行動計画」（2018）や「社会的インパクト評価の手法を用いたスタジアム・アリーナ効果検証モデル検討報告書」（2018）にも反映された。

<p>○ 「介護保険施設等の状況把握を平時と有事にシームレスに可能とする ICT システムの開発に関する研究（研究代表者：久保達彦）」（H29～H30）【参考図 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害発生時に介護保険施設等が発信する情報項目「介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式」及び全国的に共有することを想定した ICT システム（アプリ）を開発した。 ・平成 30 年度内閣府主催大規模地震時医療活動訓練で成果物の実用性を検証し、検証結果から紙媒体での情報共有を行うオフサイト見える化支援チームを補完的に整備する方法を提唱した。 ・上記成果物については、介護保険施設等関係 8 団体からの合意を得られた。 <p>○ 「住民主体の介護予防システム構築に関する研究（研究代表者：荒井秀典）」（H27～H30）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンや通いの場に参加している高齢者の運動機能向上に有用な運動プログラム及びアルゴリズムを開発した。個人が自発的に取り組めるようチェックリスト及びプログラムを一体化させ、今後普及へ向けて ICT システム化（アプリ化）する予定である。 									
② 目的とする成果が不十分であった事例									
該当なし									
③ 目的とする成果が得られなかった事例									
該当なし									
(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	64	3	0	44	30	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>現在、我が国は人生 100 年時代を迎え、団塊の世代が 75 歳以上に入り始める 2022 年までに社会保障制度の基盤強化を進め、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげることを改革の基本的な考え方としている（経済財政運営と改革の基本方針 2019（以下、「骨太方針 2019」という。）。さらに、現役世代が減少していく中で高齢者数がピークを迎える 2040 年頃を見据え、医療・介護の担い手が不足する中、要介護高齢者が急速に増加することも予測されている。このため、要介護状態の予防、限られた人材・資源等による安定的な医療・介護サービスの提供は重要な課題となっている。</p>
----------------------------------	---

	<p>特に、「骨太方針 2019」では、高齢者一人一人に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施の推進、高齢者の通いの場の活用など、介護予防の取組の更なる推進に向け、介護保険制度の保険者機能強化推進交付金の抜本的強化を図る、とされている。</p> <p>これまで、2025 年へ向け高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持ち、自分らしい生活を続けられるよう医療・介護、予防、住まい、生活支援といった各社会資源が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築・維持のため、前述の各テーマに即した長寿科学政策研究事業を進めてきた。骨太方針 2018 を受け、介護保険制度の持続可能性を担保するための制度改正や介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）へ向けた施策が展開されているところであり、科学的根拠に裏付けられた介護予防事業や多様なニーズに対応できる効果的かつ効率的な介護の提供・整備、また、保険者としての機能を強化するべく医療・介護分野の連携強化に資する研究成果の創出を行っている。本研究事業で得られた成果は、我が国の介護サービス及び社会保障制度を支援する重要なものであり、引き続き、骨太方針 2019 での取組を推進すべく、我が国における政策上の課題を段階的に解決していくため必要である。</p>
効率性の観点から	<p>介護予防事業を効果的かつ効率的に進めるため、介護保険制度における保険者である自治体が、住民を主体とした予防行動を取れるよう各自治体の課題が分析できる地域診断指標の開発や実装ツールの充実に加え、予防プログラムの開発を同時的に行えたことは効率的に施策を展開していく上で妥当であったと評価する。</p>
有効性の観点から	<p>地域包括ケア「見える化」システムへの成果の反映、既存の介護予防事業の充実に資する研究成果が得られたことは即自治体が行える事業に活用が可能であり、有用であった。また、昨今の自然災害の発生や要介護状態にある被災者への安定的な介護サービスの提供を担保していくため、行政主催の災害訓練や各関係団体の合意が得られた成果物であったことは、即時的な活用が可能であり評価できる。</p>

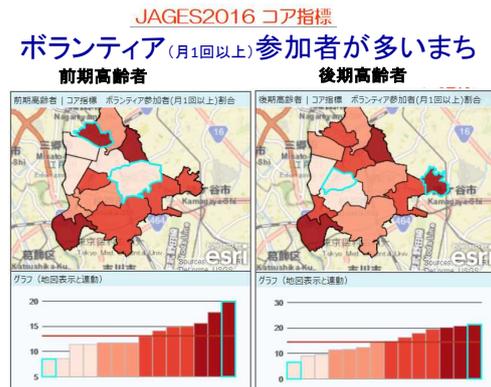
6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>自治体による効果的・効率的な地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）実施支援のため、歯科・栄養学的な観点からも住民が主体的に取り組めるプログラム等の研究を推進していく必要がある。これら予防へ向けた研究成果は保険者機能の強化につながるものでもあり、自治体での活用方法例も具体的に提示してもらえるよう課題の設定について</p>
--

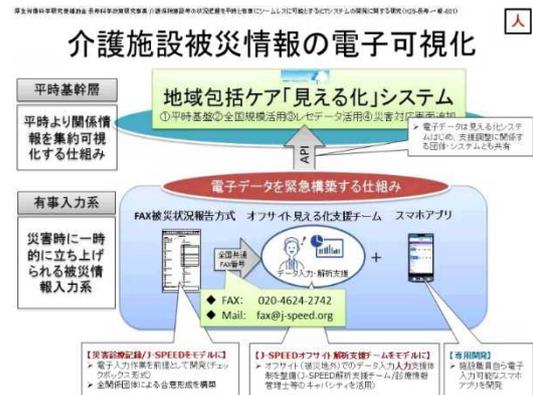
て検討していく必要がある。また、介護保険施設等の災害時に活用可能な ICT システムの他システムとの連携・連動を見据えた研究の推進が今後の課題である。

<参考> 平成 30 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

<参考図 1：地域マネジメント支援
可システムの一例 >



<参考図 2：介護施設被災情報の電子
可視化>



<https://www.j-speed.org/kaigo>

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	認知症政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	30,327	9	6
平成 29 年度	39,304	13	7
平成 30 年度	56,291	29	11

3. 研究事業の目的

現在高齢者の4人に1人が認知症又はその予備群であり、2025年には認知症高齢者が約700万人に達すると推計されている。現在その予防法は未確立で、早期診断は困難、根本的治療法は無く、ケア手法も十分に確立されていない。そうした背景のもと認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が策定されている。この戦略に基づき認知症の人等にやさしい地域づくりや発症予防、早期診断・早期の適切な対応等の施策を進めており、施策を進める上での行政的・社会的問題を解決するために必要な調査研究等を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

○「前向きコホート調査に基づく認知症高齢者の徘徊に関する研究（代表者：国立長寿医療研究センター櫻井孝）」（H28-30）においては、認知症高齢者の前向き観察研究を行い、徘徊による行方不明の年間新規発生率が8.1%、再発率が39.7%であること、さらに徘徊と認知機能低下やBPSD、意欲低下、介護負担、経済状況等との関連を示した。

○「認知症発生リスクの減少および介護者等の負担軽減を目指したAge-Friendly Citiesの創生に関する研究（代表者：浜松医科大学尾島俊之）」（H28-30）ではこれまでの検討結果を集大成した「認知症の人・高齢者等にやさしい地域づくりの手引き ～指標の利活用とともに～」を作成し、協力自治体からのヒアリング

に基づき改訂を行った。さらに認知症の人・高齢者等にやさしい地域指標の妥当性の検証と見える化システムの改良、地域間差の検討を行った。

○「認知症地域包括ケア実現を目指した地域社会創生のための研究（代表者：杏林大学神崎恒一）」（H28-30）では適時・適切な医療・介護等を提供するためのケアパス構築並びに普及、家族教室の効果検証、認知症の人本人が地域活動に参加することがQOLや家族介護負担等に与える影響の評価等、認知症高齢者にやさしい地域づくりのための取組を多角的に実施およびその評価を行った。

○「認知症の人やその家族の視点を重視した認知症高齢者にやさしい薬物療法のための研究（代表者：東京大学秋下雅弘）」（H30-継続中）では老年内科病棟、老人保健施設におけるデータベースを解析し、入院・入所中の薬剤数の推移を明らかにした。今後はさらなる解析・調査を行うとともに薬物療法を適正に評価するツールについて検討をすすめる。

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績（平成30年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	0	28	34	47	10	0	0	0	4

5. 研究成果の評価

<p>必要性の観点から</p>	<p>現在高齢者の約7人に1人を占め、要介護に陥る原因として最多とされる認知症に対しては、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づいて施策を推進することとしているが、それにあたって政策上の課題を解決するためには科学的に質の高い方法論で実施された調査や検証が必要である。</p> <p>各地方自治体において実施されている認知症に関する取り組みや実態を調査し、事例を収集するとともに、認知症やそれに伴う諸問題のリスクや発生機序の分析を行うことによって、認知症の人等にやさしい地域づくりという政策目標に資する基礎資料の提供やツールの作成に取り組んでおり、本研究事業の必要性は高い。</p>
------------------------	---

効率性の観点から	<p>本研究事業においては、政策に反映できる質の高いエビデンスを創出できるよう、事前評価委員によって計画・目標・実施体制などの妥当性を踏まえた上で審査、採択されており、事業開始後も研究班会議への担当官の参加や研究代表者との連絡を通して定期的に進捗管理を行った。継続中の課題についても、目的とする成果に向けて必要な研究体制が整っていると評価できる。さらに毎年中間・事後評価委員会での評価によって第三者による進捗管理を行っている。</p> <p>さらに、各研究等においてシステマティックレビューを実施する等の手法によって既存の蓄積されたエビデンスを研究計画に反映し、より効率的に研究が推進できるように配慮している。</p>
有効性の観点から	<p>本研究事業は認知症の人等にやさしい地域づくりという政策目標にむけて施策を策定していく上で基礎となる重要なものである。認知症は認知機能低下や心理行動症状の程度に応じて多様な病態を呈するが、介護負担、徘徊等重要な課題から優先的に取り組み、家族教室などの介入効果の検証や徘徊の要因分析の結果を示すなど一定の成果をあげている。</p> <p>また、認知症の人等にやさしい地域づくりを目指して、通いの場による社会参加の効果検証だけでなく、アウトカム指標の検討、疫学的な手法も含めて多角的なアプローチをとって研究を推進しており、今後の成果は認知症施策に反映されることが期待される。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>本研究事業においては政策上の課題を解決するため科学的に質の高い方法論による調査や検証を推進してきており、平成31年度からは独居認知症高齢者等の実態調査や看護・介護手法開発のための研究を開始しており、令和2年度は認知症施策の効果を評価・課題抽出のための調査や認知症家族の負担軽減を目指した研究等を開始することを予定している。</p> <p>認知症の人の急増に伴い、医療、介護、福祉における認知症に関連した課題も増加しており、今後も認知症施策の施策を進める上で行政的・社会的に優先順位の高い課題を厳選し、必要に応じて研究内容や方向性を見直しを行うことによって効率的に研究を推進する必要がある。</p>

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○ 「認知症発生リスクの減少および介護者等の負担軽減を目指した Age-Friendly Cities の創生に関する研究（代表者：浜松医科大学尾島俊之）」
（H28-30）において作成された認知症の人等にやさしい地域作りの手引きの表紙。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	障害者政策総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
関係部局	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部自立支援振興室、障害福祉課、精神障害保健課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	411,738	52	39
平成 29 年度	408,991	50	43
平成 30 年度	475,883	43	42

3. 研究事業の目的

障害者とその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として実施されている多様な障害福祉施策について、エビデンスを踏まえた立案や施策を遂行するために必要な基礎データの整備、地域におけるきめ細やかな居宅・施設サービス等を提供できる体制づくり、障害の正しい理解と社会参加の促進、精神障害にも対応した地域包括システムの構築、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築等の障害者の保健福祉施策全般に資する研究を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
● 障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究（平成 29 年度～30 年度）においては、発達支援の質を評価する外部評価の評価項目や実施マニュアル等を作成し、障害児福祉サービスの質の向上に向けて活用する予定である。
● 聴覚障害児支援のための研修プログラム・テキスト開発のための研究（平成 30 年度）においては、聴覚障がい児・盲ろう児の発達支援テキストを開発し、今後、聴覚障がい児等の支援者に対しての研修に活用する予定である。

- 障害者ピアサポートの研修に関する研究（平成 28 年度～平成 30 年度）においては、障害者ピアサポーターの標準的な養成研修カリキュラム及びテキストを開発し、また、全国 2 箇所モデル研修を実施し、その効果測定を行った。今後、全国的に活用が進むことで標準的な障害者ピアサポーターの養成が進むこととなる。
- 精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究（平成 28 年度～平成 30 年度）においては、「措置入院の運用ガイドライン（案）」、「自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン（案）」を作成し、その成果を活用し、平成 30 年 3 月 27 日付にて障害保健福祉部長より各都道府県知事等宛に「措置入院の運用に関するガイドライン」及び「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」の通知を発出したことを踏まえ、平成 30 年度は各ガイドラインの普及促進を目的とした全国研修会を開催した。
- 補装具費支給制度の基準と額の算定に関する研究（平成 30 年度～継続中）においては、基準額等改定に向けた調査票の検討等を行っており、次回基準額改定に向けて活用する予定である。
- 障害認定基準および障害福祉データの今後のあり方に関する研究（平成 28 年度～継続中）においては、脊髄損傷による排泄障害の実態や、「生活のしづらさなどに関する調査」に係る調査項目の修正による回答率・回答内容の改善をある程度明らかにすることができた。
- 特別児童扶養手当等（精神の障害）の課題分析と充実を図るための調査研究（平成 29 年度～30 年度）においては、認定診断書作成医、自治体認定医が判断・作成しやすい「特別児童扶養手当等の認定診断書改訂案」、診断書を作成する際の留意事項を示した「作成要領案」を作成した。今後、障害年金の診断書との調整を踏まえた改訂案の完成に向けた作業に活用する予定である。

② 目的とする成果が不十分であった事例

- 視機能障害認定のあり方に関する研究（平成 30 年度～継続中）においては、新たな視覚障害における認定基準と期待される Functional Vision Score (FVS) について国内外の論文を調査し、その有用性を検討したが、FVS への切り替えは慎重に行われるべきという指摘があり、本邦でのさらなる詳細な検討が必要とされた。

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし									
(2) 論文数などの業績 (平成 30 年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
74	41	227	8	194	38	0	0	3	5

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>平成 30 年度障害者政策総合研究事業では、必要性の観点から次に挙げるような評価が得られた。</p> <p>これまで適正な評価が難しかった発達支援の質を評価する障害児福祉サービスを対象とした外部評価システムの構築、多様な状態像に対応が可能な聴覚障がい・視覚・盲ろうと感覚器の障がいのある子ども達向けテキストの作成、標準的な障害者ピアサポーターカリキュラムの開発、補装具費支給制度における補装具の障害児への支給実態を一定程度明らかにしたことは、身体・知的・感覚器等障害分野において得られた行政的意義が高い成果である。また、これまで身体障害者手帳の交付対象でなかった、原発性免疫不全症候群・I 型糖尿病等の検討は、昨今の医学的見地を踏まえた身体障害者手帳制度の適切な運用についての検討につながる。</p> <p>精神障害分野では、精神障害者の地域生活支援を推進する上で、例えば「措置入院の運用ガイドライン」、「自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に係る研修会を開催するなど政策的観点から必要性の高い研究が行われた。</p>
効率性 の観点 から	<p>ベストプラクティスを行っている実務者や各障害種別の当事者団体や保護者の協力を得ているため、事業所や保護者のニーズに基づいた障害児福祉サービスを対象とした外部評価項目やその項目の解説や着眼点を示しており、本事業の目標・達成管理の観点から妥当である。</p> <p>また、聴覚障がい児・盲ろう児の発達を専門とする有識者・当事者が参画し多様な状態像への対応可能性を担保した。さらに、テキストだけではなく DVD も作成したことで、テキストで述べられていることが視覚的にイメージしやすいようにされた。また、身体障害、知的障害、精神障害に加え、難病、高次脳機能障害分野の当事者、支援者、学識者等が障害者ピアサポートの研修に係るカリキュラム構築に参加した。これら様々な領域の専門家・様々な障害のある当事者が協力体制を築く研究体制・運営方法は、本事業の目標・達成管理の観点から</p>

	<p>も妥当である。そして、補装具の判定を行う身体障害者更生相談所や、処方を行う療育センター、補装具製作事業者等の関係者と連携して研究を進めており、福祉サービスの提供者・利用者双方の意識を研究に取り入れることができている。これらが本事業の身体・知的・感覚器等障害分野において行われている効果的な研究手法と言える。</p> <p>精神障害分野では、「措置入院の運用ガイドライン」、「自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に係る研修を実施した。事前に適切に研修内容の精査を行った上で必要な視点を盛り込み、予定した研修会等を行っており、精神保健医療福祉施策の推進に資する有用な研究成果を効率的に得られている。</p>
<p>有効性の観点から</p>	<p>視覚障害に係る身体障害者等級と FVS との間に優位な相関が認められたことは身体・知的・感覚器等障害分野において一定の評価に値すると思われる。</p> <p>精神障害分野では、4（1）に挙げたような知見が得られ、精神保健医療福祉施策の推進に寄与した。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

令和元年度は、補装具費支給制度の基準策定のための研究や精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究、また、障害児に対する有効な支援プログラムの構築や適正な評価、障害者の意思決定ガイドライン等、現状を踏まえた課題の解決のための研究等、今後の障害福祉施策の改善につなげるための基礎資料を得ることを目的とした研究課題が主となっている。このため、公募課題の設定にあたっては、個々の課題の目的が効率よく達せられるよう、対象とする範囲や方法、目指す成果について具体的で適切となるようより一層検討を深めることが必要である。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

措置入院の運用／精神障害者の退院後支援に関する研修会（平成30年度）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局結核感染症課
関係部局	厚生労働省健康局健康課予防接種室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	238,855	33	23
平成 29 年度	249,681	38	34
平成 30 年度	281,510	59	56

3. 研究事業の目的

治療薬の発達や予防接種の普及によって、一時は制圧されたかに見えた感染症は、新興感染症・再興感染症として今なお猛威をふるう可能性を有している。本研究では、今後、国内での発生が危惧される新興・再興感染症に対して、科学的なエビデンスに基づいた政策を推進するための研究を行う。また、適正かつ継続的な予防接種政策を行うため、有効性・安全性及び費用対効果に関する評価・情報提供に関する研究を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○「地域における感染症対策に係るネットワークの標準モデルを検証・推進するための研究（平成 29 年度～継続中）」において、地域における、微生物サーベイランスや抗菌薬使用状況のサーベイランスを行う体制を構築した。これにより、「薬剤耐性対策アクションプラン」の達成に貢献し、構築したネットワークを、モデル事業として全国展開するための検討材料となった。</p> <p>○「性感染症に関する特定感染症予防指針に基づく対策の推進に関する研究（平成 30 年度～継続中）」において、「梅毒診療ガイド」を作成した。これにより、梅毒診療の標準化に貢献した。</p>

○「新興・再興感染症のリスク評価と危機管理機能の確保に関する研究（平成 28 年度～30 年度）」において、自治体の新興・再興感染症対策の脆弱性評価指標を系統的に整理し、「新興・再興感染症対策と危機管理の脆弱性評価ガイダンス：地域の感染症危機管理能力強化のためのガイドブック」を作成した。

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
25	171	106	3	214	44	0	0	5	2

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業は、個別の研究課題の成果を通じて、我が国の総合的な感染症対策に寄与しており、全体的評価は高い。例えば、感染症サーベイランスは、我が国の感染症対策を行う上で、発生動向の迅速な把握や対策の有効性の評価に非常に重要である。感染症サーベイランスに関する研究は、国民の生命を守る上で重要であり、その改善や収集されたデータの利用促進に資する研究を継続的に行う必要がある。また、平成 26 年 4 月に策定された予防接種基本計画に基づく優先度の高いワクチンについて費用対効果に関する検討を行うことや、既存のワクチンについての有効性・安全性等を評価することは、予防接種施策の推進に資するものとしても有効な研究である。
効率性 の観点 から	本研究事業は、数ある行政課題の中から、優先的に検討すべき課題を抽出し検討の対象としており、研究の目標や計画についても、行政課題を解決するために最も効率的に研究成果が得られるように設計されている。これらのことから、本研究事業は効率性が高いと評価できる。
有効性 の観点 から	研究者の能力や研究の進捗についても、評価委員会で厳正な審査を行っており、全体として良い評価が得られている。これらのことから、有効性の高い研究が行われており、社会的な貢献が大きいものと評価できる。

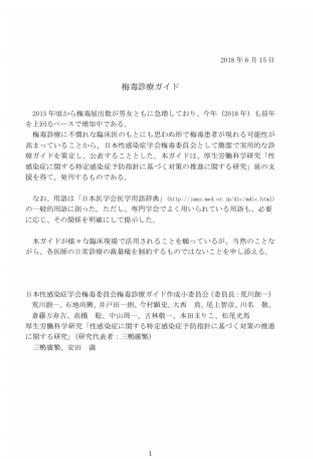
6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、自治体の感染症危機管理能力強化のためのガイドブックを完成させるなど、新興・再興感染症発生時やマスメディアに備えた我が国の医療・検査態勢の基盤となる成果をあげた。行政的にも自治体の危機管理能力強化は重要であり、着実な研究成果が得られたと考えられる。また、ワクチンの有効性についても正確なデータの集積がなされており、臨床的にも行政的にも有効性の高い成績が得られたと考えられる。

今後も感染症に関する危機管理機能の強化に資する研究、感染症法に基づく特定感染症予防指針の策定・改定及び感染症対策の総合的な推進に資する研究、感染症サーベイランス機能の強化に資する研究、予防接種施策の推進及び評価に資する研究、感染症指定医療機関等における感染症患者に対する医療体制の確保及び質の向上に資する研究、AMR 対策に資する研究等、国民の健康を感染症から守るために重要な研究を継続していくべきである。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○性感染症に関する特定感染症予防指針に基づく対策の推進に関する研究
(平成30～継続中)



梅毒診療ガイド

○新興・再興感染症のリスク評価と危機管理機能の確保に関する研究（平成28～30年度）



新興・再興感染症対策と危機管理の脆弱性評価ガイダンス：地域の感染症危機管理能力強化のためのガイドブック

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	エイズ対策政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局結核感染症課エイズ対策推進室
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	608,727	22	18
平成 29 年度	668,727	25	21
平成 30 年度	648,784	25	24

3. 研究事業の目的

本研究事業は、エイズに関する研究を総合的に実施することで、新規 HIV 感染者数を減少させ、検査を受けないままエイズを発症して報告される者の割合を減少させるとともに、診断された HIV 感染者・エイズ患者に対して適切な医療を提供できる体制を整えること、さらに、HIV 訴訟の和解を踏まえた恒久対策の一環として必要な研究成果を得ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「HIV 検査受検勧奨に関する研究」の研究課題（H28～30）においては、検査を受けやすい環境を整備し、検査を必要とする人の受検率を高めるための様々な課題に対応し、着実に成果をあげてきた。 「HIV 感染症の合併症に関する研究」の研究課題（H28～30）においては、4つの分担研究がいずれも患者の治療成績に結びつく内容であったことが評価できる。 「外国人に対する HIV 検査と医療サービスへのアクセス向上に関する研究」の研究課題（H29～継続中）においては、東京オリンピック開催などによる日本への興味の増加、外国籍 HIV 感染者の増加等によって、本研究の重要性が高まりつつある。外国人に対する HIV 検査と医療サービスへのアクセス向上について、調査と実践の双方から取り組み、有用な成果が得られつつある。
② 目的とする成果が不十分であった事例

<ul style="list-style-type: none"> 「HIV 感染症の合併症に関する研究」の研究課題（H28～30）においては、今後の研究を含め、血友病 HIV 感染症に対するがんスクリーニングの実施時期についても指針を策定する必要がある。 									
③ 目的とする成果が得られなかった事例									
該当なし									
(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	50	2	1	8	6	0	0	0	1

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業の成果は、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」の改正のための議論に資する研究として、また、改正後の内容を踏まえた、HIV 感染者の早期発見・早期治療を進めるための研究として重要である。また、血液製剤による HIV 感染症被害者（HIV 訴訟原告団）に対し、和解の趣旨を踏まえた取組みを進め、HIV、HCV 感染を合併した血友病患者への適切な医学的、行政的対応を行うための調査研究としても重要である。また今後、増加が予測される悪性腫瘍のスクリーニングの実施にむすびつく成果が得られている。
効率性 の観点 から	「外国人に対する HIV 検査と医療サービスへのアクセス向上に関する研究」の研究課題（H29～継続中）においては、調査と実践の双方から取り組むなど、研究成果を効率的に施策に反映させる仕組みが構築されている。
有効性 の観点 から	本研究事業の成果は、平成 30 年度中のエイズ予防指針の改正に活用され、また、HIV 検査の受検率の向上にむけた取組み、外国人に対する HIV 検査と医療サービスのアクセス向上など、国内のエイズ感染症の早期発見、外国人の HIV 対策にも貢献している。

6. 改善すべき点及び今後の課題

<ul style="list-style-type: none"> 郵送検査の信頼性向上のための精度管理とガイドライン策定は、現在の検査の動向を見ると特に重要であり、法的規制も必要な事業であると考えられる。 報告書で多用されている aging の内容が不明確であり定義を明確に示す必要がある。 今後の研究を含め、血友病 HIV 感染者に対するがんスクリーニングの実施時期についても指針を策定する必要がある。 認知症の検査に関しては、先行研究との整合性の検討が重要と考えられる。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

<https://hiv-hospital.jp/>

厚生労働科学研究費補助金 エイズ対策研究事業
拠点病院診療案内

ご利用の皆さまへ 掲載病院の皆さまへ 拠点病院診療案内とは 腫瘍医さんをお探しの方 腎臓の病気について

HIV拠点病院の検索にご利用下さい
HIV感染者皆さんの紹介や相談、地域で受診できる病院の検索など、広く皆さまにご利用いただけるように厚生労働科学研究費補助金「HIV感染者の医療体制の整備に関する研究」班が作成しました。

エリアから探す

北海道 → 北海道
東北 → 青森 → 岩手 → 宮城 → 秋田 → 山形 → 福島
関東・信越 → 茨城 → 栃木 → 群馬 → 埼玉 → 千葉 → 東京 → 神奈川 → 山梨 → 長野 → 新潟
中部 → 福井 → 岐阜 → 愛知 → 三重
近畿 → 滋賀 → 京都 → 大阪 → 奈良 → 和歌山
中国・四国 → 徳島 → 香川 → 愛媛 → 高松 → 岡山 → 広島 → 山口 → 徳島
九州・沖縄 → 福岡 → 佐賀 → 長崎 → 熊本 → 大分 → 宮崎 → 鹿児島 → 沖縄

区分から探す → ブロック拠点病院 → 中核拠点病院 → 指定自立支援医療機関(免疫)

HIV 感染症の医療体制の整備に関する研究（平成30年度）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	肝炎等克服政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局がん・疾病対策課・肝炎対策推進室
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	183,026	7	7
平成 29 年度	177,141	7	7
平成 30 年度	306,134	9	9

3. 研究事業の目的

肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針の主旨にのっとり、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた診療体制や社会基盤の整備等を目標に、肝炎に関する行政課題を解決するための研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>肝炎ウイルス感染状況と感染後の長期経過に関する研究（代表者：広島大学 田中純子 平成 28～30 年度）</p> <p>ウイルス性肝炎の疫学研究として、感染者数の推計、感染者数の病態別の推計等について、情報ソースの精度を十分検討した上で、緻密な解析を行った。肝炎ウイルスキャリア数の新たな推計方法や、肝炎の病態別患者の推移等を解析し、キャリア数の将来推計を行い報告した（Journal of Viral Hepatitis 2018）。C 型肝炎患者の抗ウイルス治療後の費用対効果分析を行い、ウイルス排除後の患者の QOL 改善を図ることが、費用対効果を高めるために重要であることを報告した（Hepatology Research 2018）。また、長期にわたる献血者の肝炎ウイルス検査陽性率を調査し、若年層で肝炎ウイルスの陽性率が低いことを示した。また、献血において肝炎ウイルス検査陰性の方を追跡調査し、その後の HCV 検査の陽性率が低率であることを報告した（Transfusion 2018）。施策の効果検証に関する研究として、肝炎ウイルスの受検率の調査を行い、国民の検査への認識が高まったことを第 22 回肝炎対策推進協議会で報告した。</p>

職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（代表者：国立国際医療研究センター 是永匡紹 平成 29 年度～継続中）

職域での肝炎ウイルス検査を勧奨する研究班作成の簡易リーフレットを用いることにより、受検者数の増加につながった。さらに、職域での肝炎ウイルス検査陽性の方に、保険者を通じて肝疾患専門医療機関のリストや医療費助成制度を案内することで受診率の向上につながることが明らかとなり、他地域へ横展開を図っている。肝炎ウイルス感染者を適切に把握し、フォローアップすることで、その後の長期にわたる感染者の健康を維持する仕組みを構築することを目指した研究であるが、自治体で行う肝炎ウイルス検査のみならず、職域においても肝炎ウイルス検査の受検、受診の向上に資する方法を示すことができた。

肝炎の病態評価指標の開発と肝炎対策への応用に関する研究（代表者：国立国際医療研究センター 考藤達哉 平成 29 年度～継続中）

肝炎医療が適切に実施できているか評価するための指標の作成、効果的な活用法を構築する研究を推進している。平成 29 年度に作成された指標を、平成 30 年度に試行的に運用し、第 22 回、23 回の肝炎対策推進協議会で結果を報告した。医療機関における肝炎医療の実態を指標で示し、医療機関における肝炎医療の均てん化を目指すために改善すべき項目などが検討できた。また、自治体事業を評価する指標および肝疾患診療連携拠点病院を評価する指標についても試行的に運用し、指標として不相当と考えられた項目を削除し、より効率的、効果的に運用できるように改善できた。指標の運用により、肝炎対策の改善すべき点を「見える化」することができ、目標を明確に示すことで肝炎対策の充実に資する情報を得ることができた。

肝炎ウイルス検査受検から、受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究（研究代表者：佐賀大学 江口有一郎 平成 29 年度～継続中）

各地域で肝炎医療コーディネーターに質的インタビュー調査を行い、活動の現状等を調査し、コーディネーターの活動の促進に必要なニーズを明らかにした。またコーディネーターの養成方法に地域差があることを明らかにした。これらの結果を基に、コーディネーターの養成、活動を支援するマニュアルや他職種にコーディネーターの支援を促すハンドブックを作成した。これらの活用によりコーディネーター養成の際の地域差を是正することが期待でき、質の担保につながる。またマニュアルやハンドブックの活用によりコーディネーターの活動を支援することができる。

肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究（研究代表者：長崎医療センター 八橋弘 平成 29 年度～継続中）

細菌やウイルス全般の感染経路に関する知識、ウイルス肝炎の感染性についての理解度や肝炎ウイルス患者に対する適切な対応に関する問題を作成し、約 2 万人の看護学生や、病院職員に配布し、アンケート調査を行った。結果を解析し、医療現場で働いている人、今後働く人の肝炎等に関する認識を明らかにした。これらの解析を基に、医療現場における差別・偏見の解消に向けて、教育的なアンケートツールが有用であることを示した。今後さらに一般向けにも展開できる方法を検討している。

地域に応じた肝炎ウイルス診療連携体制構築の立案に資する研究（研究代表者：金沢大学 金子周一 平成 30 年度～継続中）

肝炎医療を充実させるためには、地域における診療連携体制の構築が重要であるが、肝臓専門医とかかりつけ医の連携の障壁となっているものを明らかにするために、詳細なアンケート調査を行い、高齢、認知症、肝機能が正常であるなどの理由で紹介されていないという現状を明らかにした。その中で、専門医への受診が必要である患者をどのように適切な医療につなげるのかを検討し、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした連携システムが効果的であることを示した。地域を限定して同様のアンケート調査を行い、連携促進に向けた情報収集を行う。

肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（研究代表者：東京大学 四柳宏 平成 30 年度～継続中）

肝炎ウイルスの新たな感染者の増加を抑えるため、急性肝炎患者の感染経路の実態について、感染症発生動向調査の解析および、急性肝炎の発生状況に関してビッグデータ解析等のための環境整備を行った。さらに、日常生活などでの新たな感染を防止する目的に、厚生労働省「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防ガイドラインの作成のための研究班」（平成 23～25 年度）の成果を基にした e-learning system の原案を作成した。

肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究（研究代表者：東京大学 小池和彦 平成 30 年度～継続中）

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及のため、医療機関用のマニュアル等を作成し、自治体や医療機関、保険者など関係機関に周知した。肝がん、重度肝硬変患者の治療や長期予後等の調査のため、NCD（National Clinical Database）を利用した登録システムを構築し、データの登録が開始された。事業の周知および研究の促進のために、平成 30 年度の第 2 回肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会において事業を周知した。

② 目的とする成果が不十分であった事例 該当なし。									
③ 目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。									
(2) 論文数などの業績 (平成 30 年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
2	44	18	0	55	33	0	0	4	4

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>平成 22 年 1 月に肝炎対策基本法が施行され、同法に基づいて平成 23 年 5 月に告示され、平成 28 年 6 月に改正された肝炎対策の推進に関する基本的な指針において、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要がある。また、平成 24 年度を初年度として取りまとめられ、平成 28 年 12 月に中間見直しが行われた肝炎研究 10 カ年戦略においても肝炎に関する疫学・行政研究を含め総合的に研究を推進することが盛り込まれているため、継続的な研究が必要である。</p> <p>肝炎等克服政策研究事業は、肝炎総合対策を推進するため、受検促進、適切な肝炎医療の推進、新たな感染の防止、偏見・差別の防止、地域における診療連携体制の構築、肝炎対策の評価、肝炎総合対策を長期視点からみた評価、疫学研究など、幅広く研究を実施している。</p> <p>平成 30 年度に得られた研究成果は、肝炎ウイルス感染者を適切な医療につなげることはもとより、非感染者の公衆衛生上の課題を克服し、健康寿命の延伸につながる成果となることが期待できる。また、今後の肝炎総合対策の企画立案や実施に科学的根拠を付与するものとして評価でき、今後も同研究の一層の推進が必要である。</p>
効率性 の観点 から	<p>各研究は専門性をもった研究者で実施され、研究協力者により適切にサポートが行われている。研究班の会議には事務局から有識者を派遣し、その都度適切な助言をおこなっている。成果は研究発表会で報告され、評価委員会によるヒアリングが行われ、効率性に関しても評価や助言を受けている。関連する分野については、研究者間の相互の連携や、研究成果発表会への各研究者の参加を案内し、他研究課題の成果の共有を行っている。班会議には厚生労働省の担当者も参加して研究者と連携を図っている。</p>

有効性の観点から	研究成果は、平成 31 年度より開始する新たな疫学研究班の基礎データとして、また、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のさらなる促進のために活用できる。地方自治体担当者が出席する会議や肝炎情報センター主催の医療従事者向けの研修会で成果を報告し、行政機関や医療機関に広く還元され、肝炎総合対策の推進に貢献している。その結果、国民の健康の保持、増進のために還元されることが期待される。
----------	---

6. 改善すべき点及び今後の課題

我が国は世界に先駆けて、平成元年に HCV の輸血時スクリーニングを導入し、輸血による感染リスクは著しく減少した。また HBV に対しては昭和 61 年から B 型肝炎母子感染防止事業として、HBs 抗原陽性の妊婦から出生した児に対して、抗 HB ヒト免疫グロブリン投与および B 型肝炎ワクチンの接種を開始し、小児のキャリア数は減少した。更に平成 28 年 10 月より 0 歳児への HBV ワクチンの定期接種が開始されたことから、今後も更に感染者数は減少してくるものと期待される。しかしながら、我が国には依然多くの肝炎ウイルスキャリアが存在し、感染者を受検、受診から受療へとつなげる取組や、定期的に医療機関を受診していない者へ受診を促す取組が必要である。また、肝炎患者等に関する偏見・差別への対策、肝硬変の病態別の実態把握、地域における病診連携の推進、効果的な肝炎施策が実施されているか評価する方法の開発などが課題として挙げられる。平成 28 年 6 月に改正された肝炎対策の推進に関する基本的な指針では、職域における肝炎ウイルス検査の促進や陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組の推進、肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方についての検討等が明記されている。画期的な C 型肝炎治療薬が登場し、肝炎対策を推進する事業も実施される中、新規治療等の導入やその推進がわが国の肝炎医療に及ぼす効果の検証も必要であるため、これまで以上に肝炎総合対策の推進に資する研究事業を推進していく必要がある。今後はこれまでの政策研究の成果を活かしつつ、ICT 等の新たなツールも活用した肝炎総合対策を推進していく必要がある。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「肝炎ウイルス検査受検から、受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究」（平成29年度～継続中）

「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究」（平成29年度～継続中）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	地域医療基盤開発推進研究事業
主管部局（課室）	医政局総務課
関係部局	医政局内各課室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	254,713	90	53
平成 29 年度	274,439	67	56
平成 30 年度	290,589	75	64

3. 研究事業の目的

少子高齢化の進展や医療ニーズの多様化・高度化により、医療を取り巻く環境が大きく変化している中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、医療人材の養成、医療安全の推進、医療の質の確保等の実施に資する研究を推進している。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

1、地域の実情に応じた医療提供体制の構築

- ・「NCDを活用した医療提供体制の構築に関する研究」（平成30年度）において、NCDデータベースを活用し、診療行為別に、年間実施件数とアウトカム（死亡率等）の関係を明らかにした。これらの結果は、地域医療構想の実現に向け、機能の再編統合を図る場合、どの程度の診療行為数を実施できる体制を整えるべきかを検討する際の参考資料として活用された。
- ・「新たな臨床研修の到達目標・方略・評価を踏まえた指導ガイドラインに関する研究」（平成30年度）の結果から、「新医師臨床研修制度における指導ガイドライン」を見直し、臨床研修の到達目標、方略及び評価の詳細を明示化して、「医師臨床研修指導ガイドラインー2020年度版」（平成31年3月）を策定した。
- ・「医療機関の病床区分や人員配置等に関する研究」（平成28年度～30年度）の結果を踏まえて医師偏在指標を設定し、医療従事者の需給に関する検討会、医師需給分科会における検討資料として活用された。

- ・「医療の変化や医師の働き方等の変化を踏まえた需給に関する研究」（平成30年度）の結果を、医療従事者の需給にする検討会「理学療法士・作業療法士受給分科会」の基礎資料とした。
- ・「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」（平成30年度）において得られた基礎資料から、歯科技工業の業務マニュアル等を策定し周知する予定である。

2、医療人材の養成

- ・「看護実践能力の向上に寄与する看護教員・実習指導者の養成と継続教育に関する研究」（平成29年度～30年度）において、明らかとなった現状及び課題は、看護基礎教育検討会で教育体制を検討する際の基礎資料として活用され、その他の成果としては看護教員が活用可能な看護教育者の8つのコア・コンピテンシーに基づくキャリア開発マップが作成された。
- ・「ニーズに基づいた専門医の養成に係る研究」（平成28年度～30年度）において、諸外国における専門医養成状況を把握するとともに、人口動態や疾患構造の変化による専門医の推計結果を得た。

3、医療安全の推進

- ・「医療機器の保守点検指針の作成等に関する研究」（平成30年度）において、人工心肺装置及び診断用高エネルギー放射線発生装置に関する保守点検及び研修に関する手引書の草案を作成した。
- ・「医療安全に資する病院情報システムの機能を普及させるための施策に関する研究」（平成30年度）において、「画像診断レポート、病理診断レポートの見落とし防止対策システムの機能の解説」、「画像レポート見落とし事例集」、「画像診断レポート、病理診断レポートの見落とし防止対策システムの機能使用項目」を作成した。今後、令和元年8月末までに各都道府県等へ周知予定である。

4、医療の質の確保等

- ・「医療の質の評価・公表と医療情報提供の推進に関する研究」（平成30年度）において、参加病院団体等による意見交換会の開催や国内外の知見の収集等を通じ、今後の医療の質向上の進め方について検討を行った。また、医療機能情報提供制度についても、都道府県の運用状況等について情報収集を行い、今後の改善の方向性について検討した。
- ・「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」（平成29年度～30年度）の結果から、平成30

年度に、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を作成した。

- ・「医療通訳認証の実用化に関する研究」（平成 29 年度～30 年度）において、医療通訳認定制度策定に係る課題抽出および制度運用に必要な情報の整理がなされ、医療通訳者の認定試験と実務経験による認定・団体認定の実施(案)の策定、医療通訳者研修制度案の策定等に活用されている。
- ・「系統的レビューに基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に寄与する口腔機能評価法と歯科保健指導法の検証」（平成 29 年度～30 年度）において、すべての年代における「歯・口腔の健康」のさらなる向上のための、口腔機能評価法や、口腔機能向上のための効果的な介入プログラム等について体系的整理を行うとともに、エビデンスに基づく対策の応用性の検討を行い、基本的事項の中間評価後の地域歯科保健対策が有効に進むための方策を検討するための学術知見を集約し、基礎的指針を提示した。
- ・「革新的なバイオ医薬品等の創出に向けた研究開発環境の整備に関する研究」（平成 30 年度）において、バイオ医薬品等の各段階におけるリスク分析及び国内規制・産業振興の現状の把握等を行った。抗体医薬や中分子など多様なモダリティの革新的な医薬品を開発する際の判断のために国内企業が活用するとともに、政府として必要な施策を検討するに当たっての基礎資料としても活用する。

② 目的とする成果が不十分であった事例

・「データの利活用も見据えた標準規格策定の方向性に関する研究」（平成 29 年度～30 年度）は、保健医療領域に存在する多様な標準規格をデータ活用の観点から包括的かつ俯瞰的に捉え、その全体像を可視化しようとする研究課題であった。臨床用語の標準化が遅れていること等を明らかにし、その研究成果は医療等分野情報連携基盤検討会における基礎資料等として活用されたが、更なる標準化へ向けたロードマップを描くにはいたらなかった。

③目的とする成果が得られなかった事例

該当なし

(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
9	43	13	3	36	7	0	0	4	38

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	少子高齢化の進展に伴い社会的環境が変化する中、豊かで安心できる国民生活を実現するためには、様々な医療行政の推進にあたっての課題を解決し、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備し、地域で継続して生活を送れる体制を構築するために資する研究が実施されており、本研究事業の必要性は高い。
効率性 の観点 から	医療行政における喫緊の課題に柔軟に対応するため、研究期間を原則2年以下とし、評価委員の意見を反映させるため、研究班会議への担当官の参加などを通じ定期的な進捗管理を行っている。 行政ニーズを踏まえて、制度、通知、審議会、検討会などに活用することを前提にして研究課題が組まれているものが多く、研究成果が効率的に施策に反映されている。
有効性 の観点 から	多くの研究課題の成果が施策に反映されており、平成30年度の研究課題からも、既に現時点において、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」、「医師臨床研修指導ガイドライン－2020年度版」等に直接活用されており、有効性が高い研究事業である。

6. 改善すべき点及び今後の課題

社会保障制度改革の実現や新たな医療政策のニーズに応えるため、令和元年度以降についても引き続き、地域医療構想の達成、地域包括ケアシステム構築の推進に資するような研究を推進する必要がある。また、本研究事業での成果が医療の現場等に広く周知、活用されるように実用性を高めていく必要がある。

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康確保総合研究分野」
研究事業名	労働安全衛生総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
関係部局	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課、労働衛生課、化学物質対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	87,244	24	14
平成 29 年度	97,713	39	17
平成 30 年度	97,313	26	23

3. 研究事業の目的

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関して、労働安全衛生行政の推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする総合的な研究事業である。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証（平成 30 年度～継続中）」の研究成果を活用した転倒・腰痛防止用視聴覚教材を開発し、厚生労働省のホームページに掲載した。</p> <p>「じん肺エックス線写真による診断精度向上に関する研究（平成 29 年度～継続中）」において CAD を用いたじん肺の CT 画像の評価はじん肺の病型判断に有用であるという成果が得られ、「じん肺標準エックス線写真集」に追加する、またはじん肺部会審査会での検討に用いる予定である。</p> <p>「オルト-トルイジン等芳香族アミンによる膀胱がんの原因解明と予防に係る包括的研究（平成 29 年度～継続中）」で示唆された AAOT（メチルアセトアセトアニリド）の発がん性については、本年度中に化学物質のリスク評価検討会（発がん性評価ワーキンググループ）で有識者からの評価を得て、化学物質による健康障害を防止するための指針（がん原性指針）の対象物質とするための検討に着手する予定である。</p>
② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし									
③ 目的とする成果が得られなかった事例									
該当なし									
(2) 論文数などの業績(平成30年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
11	20	1	0	81	8	0	0	0	7

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<ul style="list-style-type: none"> ・休業4日以上の労働災害は3年連続で増加しており、第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、災害の大幅な減少に向けた安全衛生対策の強化が必要となっている。 ・また労働衛生面では、長時間労働やメンタルヘルスの問題、石綿や発がん性を伴う化学物質の取り扱いの問題など、喫緊の対応が必要な課題も増加している。 ・これらの課題を解決し、第13次労働災害防止計画において掲げる「安心して健康に働くことができる職場」の実現のためには、本研究事業の効率的な実行による科学的根拠の集積とこれに裏付けされた行政施策を推進していく必要がある。
効率性 の観点 から	労働安全衛生においては依然として非常に多くの政策課題があるものの、限られた事業予算の中で最大限の効果を得る必要があることから、特に優先すべき重点課題を定め、課題の採択、研究費の配分においても、重点課題に直結した成果を出せる研究となるよう必要額を精査しており、効率性は高い。
有効性 の観点 から	本研究事業においては、平成30年度は上記のような問題に対応した23件の研究課題を設定し、着実に行政施策に反映できる成果が得られている。

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>より一層行政需要に沿った研究を実施することとし、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「第5次科学技術基本計画」、「未来投資戦略」及び「第13次労働災害防止計画」を踏まえ、労働現場の詳細な実態把握及び医学的データの蓄積に基づき、労働者の安全対策、メンタルヘルス等の対策、仕事と治療の両立支援及び化学物質等による職業性疾病の予防対策等に資する研究を実施する必要がある。</p>
--

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証（平成30年度～令和元年度）

厚生労働省では、平成27年より、STOP! 転倒災害プロジェクトを実施しており、平成30年度に本研究成果を活用した転倒・腰痛防止用視聴覚教材を開発して、厚生労働省のホームページに掲載した。



(教材の冒頭部)

この教材は 飲食店や小売業で
転倒・腰痛といった労働災害を防ぐために
学習するものです

さまざまな災害事例から
転倒や腰痛を防ぐ対策を学びましょう

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	食品の安全確保推進研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
関係部局	医薬・生活衛生局内食品安全関係課室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	485,238	46	39
平成 29 年度	476,471	46	39
平成 30 年度	526,171	52	39

3. 研究事業の目的

国民の健康に直結する食品安全にかかるリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>①食品安全施策の基本的な枠組みを強化する研究に関する主な成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品中の放射性物質検査結果の詳細解析と検査計画策定ガイドラインへの反映した。 ・ 食中毒調査に用いる腸管出血性大腸菌の遺伝子検査（MLVA法）について、通知（腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について）を発出した。 ・ 食品の薬剤耐性状況について調査し、その結果を薬剤耐性ワンヘルス動向調査年次報告書2018に活用した。 ・ シカ、イノシシ等我が国に生息する野生鳥獣が保有する食中毒菌の実態を調査し、日本ジビエサミット等で関係者へのリスク周知に活用した。 ・ カビ毒の1種であるフモニシンの基準値設定の審議資料（薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会食品規格部会資料）として活用した。 ・ 既存添加物の規格案を作成し、薬事・食品衛生審議会で審議し、既存添加物の流通実態状況を基に「消除予定添加物名簿」を告示した。 <p>②食品衛生規制の見直しに活用する研究に関する主な成果</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針（ガイドライン）」を発出した。 <p>③外交交渉や国際貢献等に活用する研究に関する主な成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際食品規格であるコーデックス規格策定に係る国際交渉において、日本政府の対応を支援した。また、コーデックスに関するシンポジウムを開催し（平成31年3月）、食品に関する国際貢献の一環として活用した。 																														
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例</p> <p>食品安全に関するリスクコミュニケーションの手法の検討とツールの開発については、手法の開発（難解語の抽出等）は行ったものの、広く成果を行政で活用するという状態までは至らなかった。このため、今後、普及に向けて取り組む必要がある。</p>																														
<p>③ 目的とする成果が得られなかった事例</p> <p>該当なし。</p>																														
<p>(2) 論文数などの業績（平成30年度終了課題について）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">原著論文 (件)</th> <th colspan="2">その他の論文 (件)</th> <th colspan="2">学会発表 (件)</th> <th colspan="2">特許等 (件)</th> <th colspan="2">その他 (件)</th> </tr> <tr> <th>和文</th> <th>英文等</th> <th>和文</th> <th>英文等</th> <th>国内</th> <th>国際</th> <th>出願</th> <th>取得</th> <th>施策に 反映</th> <th>普及・ 啓発</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>46</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>49</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)		和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発	6	46	8	3	49	24	0	0	0	0
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)																						
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発																					
6	46	8	3	49	24	0	0	0	0																					

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>食品の安全性の確保は、国民の健康を守るために極めて重要であり、多くの国民が高い関心をもっており、また、腸管出血性大腸菌等による食中毒のように国民の健康へ直接的に影響を及ぼすことから、食品のリスク分析（リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション）の考え方にに基づき、厚生労働省は食品のリスク管理機関として位置づけられている。本研究事業の実施により、科学的な根拠に基づく施策（食品等の規格基準の策定、効果的・効率的な監視・検査体制の整備等）が可能となることから、食品の安全確保の推進に極めて必要かつ重要である。</p>
効率性 の観点 から	<p>食中毒対策、食品中の有害物質（残留農薬、放射線等）などの国民の関心の高い研究に加え、新たな課題への対応、また、リスクコミュニケーションの手法の開発や新たな検査法の開発等を行っている。また、各種の通知やガイドラインの作成に直結しており、極めて、効率的・効果的に進められている。</p>
有効性 の観点 から	<p>得られた研究の成果は、食品安全行政の企画立案・評価を含め、日本国内で活用されるほか、国際機関にも提供される等、国際交渉や国際貢献にも活用されており、極めて有効性が高い。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

食品等の規格基準を設定するための科学的根拠を与える研究、流通する食品等の安全を監視する自治体や検疫所等で活用される各種試験法や効果的・効率的な監視方法等を確立する研究等のリスク管理に資する研究課題や、既存添加物の規格設定、食品用途のナノマテリアルの安全性評価手法の検討などのリスク評価に資する研究課題、国民や事業者等に対して効果的にリスクコミュニケーションを行うための手法等の開発に資する研究課題などは重要であるため、引き続き、これらの研究を行う必要がある。

最近の国際的動向も踏まえ、食品安全行政における国際整合と科学的根拠に裏付けされる施策の推進のため、より一層研究を充実させる。特に、食品衛生法の改正（平成30年6月）を踏まえた具体的な制度の推進につながる研究、また、増加する訪日外国人や今後開催予定の東京五輪、政府一体で進められる農林水産物・食品の輸出促進なども見据えた食品の国際基準・国際整合性等に直結する研究等を新規研究課題として推進していく必要がある。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

<p>腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について</p>	<p>消除予定添加物名簿を公示</p>

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	カネミ油症に関する研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	209,713	1	1
平成 29 年度	209,713	1	1
平成 30 年度	209,713	1	1

3. 研究事業の目的

「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明やカネミ油症治療法等を開発することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要				
① 目的とする成果が十分に得られた事例				
<p>特に、ダイオキシン類の人体への影響（毒性）のメカニズムに関するこれまでの研究成果を基礎とし、新たな治療法の開発に関連する以下の成果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケイヒが酸化ストレスを抑制し、抗酸化力を上昇させる傾向が認められ、ケイヒがベンゾピレンによる感覚異常の症状改善に寄与する可能性が示唆された。 ・ダイオキシン類の受容体である AHR が、オートファジーの誘導に関与することが明らかとなった。また、糖尿病治療薬であるメトホルミンが AHR を介してオートファジーを誘導することが明らかとなった。 <p>また、桂枝茯苓丸の臨床試験により、全身倦怠感、皮膚症状、呼吸器症状の一部が改善し、油症認定患者の生活の質の向上が確認された。</p>				
② 目的とする成果が不十分であった事例				
該当なし				
③ 目的とする成果が得られなかった事例				
該当なし				
(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）				
原著論文	その他の論文	学会発表	特許等	その他

(件)		(件)		(件)		(件)		(件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下、「推進法」とする。）においては、基本理念の一つとして、「カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進することによりカネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図るとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させること」が示され、「国は、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づく見直し並びに診断、治療等に関する調査及び研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする」とされている。また、ダイオキシン類の慢性影響についての大規模な検証（疫学調査）は世界的にも例がないため、本研究事業は科学的にも社会的にも極めて必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	推進法に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究が推進されており、得られた知見をもとに、基礎から臨床への移行が効率的・効果的に進められている。
有効性 の観点 から	研究は、推進法に基づき実施され、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るために行われており、極めて有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

推進法に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的、又は総合的な研究をより一層推進し、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図る。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

全国油症治療研究班では、これまでに行ってきた検診、疫学調査、臨床試験をもとに油症の現況と治療についてのリーフレット等を作成。

(画像はいずれも九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターHPから抜粋)



また、国内・海外での学会発表や刊行物などの研究成果が多くある。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
関係部局	医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室、医薬品審査管理課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策課、医薬安全対策課、血液対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	178, 780	26	24
平成 29 年度	165, 368	24	23
平成 30 年度	192, 124	26	25

3. 研究事業の目的

無承認無許可医薬品の監視業務、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用対策、血液安全対策、医薬品販売制度・薬剤師の資質向上等の薬事行政における各種制度における課題に対して、本事業で政策的に実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための研究を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>【薬事監視等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な広告を選別するための消費者の視点を基本とする「判断基準」を作成し、これを踏まえて「適正広告基準」等の見直し提案を行い、この提案に基づき、国として「適正広告基準」の見直しを行った。 ・人が経口的に服用する物について、食薬区分（その成分が医薬品、食品どちらに該当するのか）の判断に必要な毒性等に関する最新の科学的知見の収集等を行った。得られた知見に基づき食薬区分リストの見直しに向けて専門家による評価を実施している。 ・世界における偽造医薬品で生じた健康影響の事例や、国内に流通する個人輸入

医薬品における偽造品の実態、世界における偽造医薬品対策の現状、国内に流入する偽造医薬品と真正品の鑑別方法に関する検討を実施した。得られた情報を元に、偽造医薬品が国内に流入していないか確認するための買上調査の対象品目を選定した。

- ・ 医薬品の製造管理及び品質管理に関する規準である GMP (Good Manufacturing Practice) 省令及び医療機器の製造管理及び品質管理に関する規準である QMS (Quality Management System) 省令について、国際整合化の観点から内容を検討し、改正案を策定した。
- ・ 「医薬品流通にかかるガイドラインの国際整合性に関する研究」(2016～2018年度)において、国内における法令の規定や、GDP (Good Distribution Practice) の実施状況等を踏まえて、PIC/S (Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme) の GDP に準拠した「医薬品適正流通 (GDP) ガイドライン」を作成し、関係業者に周知した。

【血液事業】

- ・ 血液行政は、血液製剤が人の血液を原料として製造されることから、①献血の推進、②安全性の向上、③安定供給の確保、④適正使用の推進を基本理念として掲げている。近年、新興・再興感染症等に対する血液製剤の安全性の確保が課題となっており、ジカウイルスなどの蚊媒介ウイルス感染症の発生状況に応じた対応策が取りまとめられた。(輸血用血液製剤と血漿分画製剤の安全性確保と安定供給のための新興・再興感染症の研究 (平成 29～継続中))

【薬物乱用】

- ・ 麻薬及び向精神薬取締法など関連 4 法で厳しく規制される薬物及び植物、さらに今後これらの法律により規制される可能性の高い薬物及び植物について、迅速かつ効果的な分析・鑑別の手法を開発し、国内関係機関に提示した。
- ・ 薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査や、全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査、薬物乱用からの回復支援に関する実証研究などを行い、薬物の乱用や薬物関連精神疾患の実態、薬物に関する啓発の状況など、今後の薬物対策を効果的に実施する上で必要となる知見を得た。

【薬剤師・薬局制度】

- ・ 「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」において、薬局と医療機関間でプロトコルに基づいて行う PBPM (Protocol Based Pharmacotherapy Management) を推進し、特に副作用のリスクの高い抗がん剤について、安全性・有効性の確保した治療を実施するため、三年計画の一年目として、対象となる抗がん剤についてのプロトコルを作成した。

② 目的とする成果が不十分であった事例 該当なし									
③ 目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績 (平成30年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
7	16	12	3	5	0	0	0	1	1

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>【薬事監視等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製薬企業からの情報提供を鵜呑みにしないことの必要性など、診療所における医師の情報リテラシーの向上に貢献することが期待される。 ・国内で流通する、人が経口的に服用する物の医薬品医療機器法上の適切な取扱いにつながり、保健衛生上の危害発生防止等に大いに貢献している。 ・医薬品の個人輸入等によって国内に流通する偽造医薬品への対策の検討につながることで、保健衛生上の危害発生防止等に大いに貢献することが期待される。 ・医薬品のGMP等の国際的なガイドラインを国内で活用可能（国際的な整合性）とすることで、国内に流通している医薬品の品質の確保が図られる。 <p>【血液事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の人や物資の国際的の移動の増加から新興・再興感染症等に対する血液製剤の安全性確保が課題となっており、今回の成果は、血液製剤の安全性の確保のために重要な成果である。 <p>【薬物乱用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬・向精神薬取締法など関連4法で厳しく規制される薬物及び植物、さらに今後これらの法律により規制される可能性の高い薬物及び植物について、迅速かつ効果的な分析と鑑別手法を提示したことは薬物の取締に貢献するものである。 ・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査を行い、薬物等乱用
------------------	---

	<p>の状況を把握するとともに、経年的変化をモニタリングすることで、青少年に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供している。</p> <p>【薬剤師・薬局制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムの構築が進められ、薬剤師・薬局はその一翼を担うことが求められている。第198回通常国会に提出した薬機法等改正法案においても、薬剤師・薬局が求められる役割を果たすため、医療機関と薬局の連携強化に係る内容を盛り込んでおり、当該研究で連携手段の一つであるPBPM業務の手法を確立することが連携推進のために重要である。
<p>効率性の観点から</p>	<p>研究班会議には研究者だけでなく必要に応じて製薬団体や医療従事者、都道府県薬事取締当局等も参画している。例えば医療従事者、日本赤十字社、国立感染症研究所等との協力を通じて、研究用ウイルスの <i>in vitro</i> 産生法から赤血球製剤のウイルス不活化法まで様々な手法の開発を行うなど、適切な体制で効率的に検討を行った。</p>
<p>有効性の観点から</p>	<p>【薬事監視等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血液製剤の国家検定手法について、諸外国のリスク評価を参考にし、国際規制調和に向けたSLP審査の指向に向けた準備を行った。 <p>【血液事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究には血液事業者も参加しており、成果は直接事業者で実行される体制となっている。 <p>【薬剤師・薬局制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本年度の事業では、医療機関と薬局の相互理解を深め、医療機関と薬局の連携を担う薬剤師の養成するため、教育用DVD（平成29年度厚生労働行政推進調査事業「薬剤師が担う医療機関と薬局間の連携手法の検討とアウトカムの評価研究」において作成）を全国の薬科大学・薬学部に配布し、薬学生への教育にも活用するよう促した。

6. 改善すべき点及び今後の課題

【薬事監視等】【薬物乱用】

- ・ GMP 等のガイドラインの国際統合化については、継続して研究を行うことにより、業界全体の底上げを進めると共に、間接的に国内製品の海外輸出にも貢献することが望まれる。
- ・ 引き続き、新しく国内で流通する「人が経口的に服用する物」に関する医薬品医療機器法上の適切な取扱いのため、評価を実施するとともに、主な含有成分の量等にも着目した医薬品医療機器法上の取扱いのあり方などの検討が望まれる。
- ・ 血液製剤への SLP (Summary Lot Protocol) 審査を令和元年度 7 月から試行的に開始することとしており、試行結果を踏まえて本格運用に向けた検討を行う必要がある。

【血液事業】

- ・ 若年層の献血率の低下、新興・再興感染症等に対する血液製剤の安全性確保、医学的知見や医療技術の発展に伴う血液製剤の需給の変化などが今後の課題となっており、これまでの研究成果も含め、普及啓発等に活用していく必要がある。

【薬剤師・薬局制度】

- ・ 医療機関の近隣薬局だけでなく、地域の薬局との連携を図る手法を検討するとともに、症例数を増加して実施し、より広く医療機関と薬局間の連携を普及する取組が必要である。

<参考> 平成 30 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

輸血用血液製剤と血漿分画製剤の安全性確保と安定供給のための新興・再興感染症の研究（平成 30 年度）

【お願い】（案） ジカウイルス感染症 レベル2

「ジカウイルス感染症」に対する安全対策へのご協力について

現在、●●（地域）などでジカウイルスによる感染症が流行しています。主な感染経路は、蚊に刺されることによる蚊媒介性経路です。ジカウイルス感染症は、**予後良好の軽度の発熱を伴う疾患**ですが、妊婦さんがジカウイルスに感染すると、出生児や胎児に小頭症などの先天異常を引き起こすことがあります。5～10月、感染を媒介する蚊の国内発生時期にあたり、輸血によるジカウイルスの感染を防止するため、以下のいずれかに該当する方は、献血をご遠慮いただくようお願いいたします。

- 海外から帰国（入国）後、**4週間経過していない方**
- ジカウイルス感染症と診断され、**治療後1ヵ月経過していない方**
- ジカウイルス感染症と診断され、**治療後1ヵ月経過していない方**と最後の性的接触後**4週間経過していない方**

なお、**軽度の発熱（＜38.5℃）、頭痛、関節痛、皮膚の発疹または結膜炎**等のジカウイルス感染症にみられる症状が最近あった方は、**職業までお申し出ください。**



献血用血液の安全性確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 研究事業の基本情報

分野名	「Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	化学物質リスク研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	365,957	36	24
平成 29 年度	304,174	34	24
平成 30 年度	420,158	26	21

3. 研究事業の目的

本研究事業は、化学物質によるヒト健康へのリスクに関し、既存化学物質の総合的かつ迅速な評価、新規素材等に対する的確な評価手法の構築を実施するとともに、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民の不安解消、安全な生活の確保を図ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
・ 「OECDプログラムにおいてTGとDAを開発するためのAOPに関する研究」（平成30年度～継続中）においては、皮膚感作性試験代替法ADRA（Amino acid Derivative Reactivity Assay）、光安全性ROS（Reactive Oxygen Species）アッセイ及びLabCyte EPI-MODEL24を用いる腐食性試験代替法が、OECDにて試験法ガイドライン（TG）案としての採択が内定するなど、国際貢献に寄与した。
・ 「室内空気環境汚染化学物質の標準試験法の策定およびリスク低減化に関する研究」（平成30年度～継続中）においては、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルの改定された指針値に対応可能な標準試験法を策定し、日本薬学会編衛生試験法・注解2015：追補2019に公表、国内規格化され、今後国際規格化を目指す予定である。
・ 「家庭用品中有害物質の試験法及び基準に関する研究」（平成29年度～継続中）においては、家庭用品規制法で定められている試験法のうち、溶剤3種、防炎加工剤3種、防虫剤2種について、GC-MS法の検討をし、最適な分析

<p>条件を構築しているところであり、特に溶剤3種、防虫剤2種については十分な精度及び感度を有する試験法を開発できた。今後、必要な法令改正等の検討を行うにあたって当該研究成果を活用する予定としている。</p>									
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例</p> <p>該当なし</p>									
<p>③ 目的とする成果が得られなかった事例</p> <p>該当なし</p>									
<p>(2) 論文数などの業績 (平成30年度終了課題について)</p>									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	54	2	0	107	53	1	0	0	0

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>本研究事業は、日々の国民生活に利用される化学物質の有用性を踏まえ、化学物質を利用する上でヒト健康への影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤となる事業であり、以下に掲げるとおり、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠なものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年までに化学物質の毒性を網羅的に把握することは、化学物質管理における国際的な政策課題であり、この課題の解決に向けた化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究は必須である。 ・ 国際的に化学物質から子どもを守る取り組みが求められているため、化学物質により乳幼児・胎児等の高感受性集団が受ける影響の評価手法に関する研究は必須である。 ・ ナノマテリアル等の新規素材によるヒト健康影響やその評価手法に関しては未だ多くの課題があり、国際的にも安全性評価が課題となっているため、新たなリスク評価手法に関する研究は必須である。 ・ 現在13物質の室内濃度指針値が定められているが、新規の代替物質等による問題が懸念されているところであり、新たな指針値案の策定や、指針値の見直しに向けた検討を行っているところである。今後も引き続き、公的な指針値の作成・見直しに向けたシックハウス（室内空気汚染）に係る室内微量化学物質の測定法の開発、実態調査、及びリスク評価等に関する研究は必須である。
---------------------------	--

効率性の観点から	<p>化学物質リスク研究事業企画運営委員会を設置し、本事業の方針や課題の設定について助言を受け、また、事前、中間・事後評価の結果を各研究者にフィードバックすることはもちろんのこと、必要に応じて化学物質安全対策室の職員が班会議に出席し、必要な指摘を行うほか、研究班相互の意見交換を促進するなど、研究の方向性を適宜調整しつつ進捗管理を行っている。</p> <p>さらに、化学物質安全対策の研究拠点でもある国立医薬品食品衛生研究所が Funding Agency として研究費配分機能を担うことで、化学物質安全対策に関する実状把握と研究管理が一元的になされるよう配慮している。</p>
有効性の観点から	<p>本研究事業で得られた成果は、化学物質審査規制法、毒物及び劇物取締法、家庭用品規制法、その他の分野へ活用し国内における施策への反映のみならず、国内外において化学物質の安全性評価に係る基礎データとして活用し国際的な試験法ガイドライン等の策定にも直結するなど、国際貢献にも資するものである。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>リスクを最小化した状態で化学物質を使用することが化学物質管理の国際的目標であり、この達成に向けて引き続き国際協調の下で化学物質の有害性評価を進めている。</p> <p>本研究事業では、この目標達成のため化学物質の有害性評価の迅速化、高度化に取り組むとともに、ナノマテリアル等の新規素材の安全性や子どもなどに対する化学物質の安全性、シックハウス（室内空気汚染）の問題等、生活環境中の化学物質の安全性について、調査や評価を進め、国民の不安解消、安全な生活の確保に資する成果の取得を目指す必要がある。</p> <p>研究の実施に当たっては、今年度も昨年度と同様、同じ研究分野の研究班相互の意見交換を積極的に実施するとともに、将来の化学物質の有害性評価を担う若手研究者の育成も念頭に置くことが必要である。また、化学物質に関する各種施策へと活用される研究成果が得られるような研究を、一層推進していくことが必要である。</p>
--

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

室内空気環境汚染化学物質の標準試験法の策定およびリスク低減化に関する研究（平成30年度～継続中）

4.4.5 有機物質 51

4.4 空気試験法

4.4.5 有機物質

22) フタル酸ジ-*n*-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシル¹⁾（新規）

【注解】

1) フタル酸ジ-*n*-ブチル（DBP）は、mp -35℃、bp340℃、常温では無色～微黄色の粘り状の液体で、特徴的な臭気を有する。プラスチックの可塑剤として使用されるほか、塗料、顔料や接着剤に、加工性や可塑化効率向上のために使用されている。高濃度短期曝露で、目、皮膚、気道に刺激を与えることがある。室内空気中の濃度測定値（厚生労働省）は17μg/m³で、ラットにおける生殖・発生への影響を毒性指標として設定された。フタル酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHP）は、mp -50℃、bp385℃、常温では無色～淡色の粘り状の液体で、特徴的な臭気を有する。プラスチックの可塑剤として、製紙、床材、

クまたはカートリッジを通して規定の吸引量が得られる電動式吸引ポンプおよび規定の流量が計測できる流量計および積算流量計

②) ガスクロマトグラフ/質量分析計：選択イオン検出（SIM）法またはマスキロマトグラフィーができるもの

【試料の捕集】捕集用ホルダーに因相ディスクまたはカートリッジを装着後²⁾、ホルダー全体をアルミホイルで包み、金属製の密閉容器に入れて測定地点に運搬する。別に同様のホルダーを2個用意し、1個は操作ブランク試験³⁾用として、試料採取が終了するまで試験室に保管する。また残りの1個はトラブルブランク試験⁴⁾用として、試料採取用ホルダーと同様に測定地点に運搬する。試料採取では、測定地点の地上1.2～1.5mの位置にホルダーを設置し⁵⁾吸引ポンプに接続する。吸引ポンプを作動させ、2～

（日本薬学会編衛生試験法・注解 2015：追補 2019 より抜粋）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	健康安全・危機管理対策総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局健康課地域保健室
関係部局	厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室、医薬・生活衛生局生活衛生課、水道課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 28 年度	274,419	28	22
平成 29 年度	277,387	24	21
平成 30 年度	279,402	34	23

3. 研究事業の目的

本事業は、健康安全・危機管理事象への対応を行うため、関係機関等との体制整備、対応力向上のための人材育成、エビデンスに基づいた効果的な課題対応に関する知見等の情報収集・分析および効果的な手法等の開発研究を行い、全国に普及可能な方法論等を明らかにすることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p><u>地域健康安全の基盤形成に関する研究分野</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域大規模災害時における地域保健支援・受援体制構築に関する研究（平成 29～30 年度）では、平成 30 年度の研究成果として、大規模自然災害等の重大な健康危機発生時に公衆衛生対策を行う専門家チーム（災害時健康危機管理支援チーム；DHEAT）の活動チェックリストや各種様式等を含め DHEAT 活動を説明した DHEAT 活動ハンドブックを作成した。 ・ 東日本大震災の被災者の健康状況の把握と支援については、平成 23 年度からコホート研究を開始し、その結果を毎年省内関連部局や自治体に共有し、必要な支援に繋げてきた。平成 30 年度調査では、プレハブ・みなし仮設住宅および災害公営住宅の居住者では、心の健康に問題がある者や運動量が少ない者の割合が多い傾向が認められた。 ・ 災害対策における地域保健活動推進のための実務担当保健師の能力向上に関わる研修ガイドラインの作成と検証（平成 30 年度～継続中）においては、災害時

において発災直後から復旧復興に至るまで、地域住民の健康回復に対して持続的に支援の役割を担う自治体の実務保健師の能力向上に関わる研修ガイドラインを作成するため、過去の災害対応事例から、実務保健師が担う役割やコンピテンシーの概念を整理するとともに保健師の応援派遣に関する課題、機能強化すべき事項の整理を行った。これらの結果は、令和元年度に作成予定のガイドラインに反映する予定である。

- ・管理的立場にある市町村保健師の人材育成に関する研究（平成 29 年度～30 年度）においては、「都道府県のための市町村保健師管理者人材育成ガイドライン」を作成した。当該ガイドラインには都道府県が実施する市町村保健師管理者を育成するための研修プログラムが示され、都道府県の人材育成研修に活用する予定である。

- ・公衆衛生医師の確保・育成のためのガイドライン策定と女性医師を含む多様性包括型キャリアパス構築に関する研究（平成 29 年度～30 年度）では、調査結果より、潜在的な「なり手」は存在するがキャリアパスが不明確であることが公衆衛生医師の弱点の一つであることが明らかになった。研究成果は平成 29 年 4 月から開始した「社会医学系専門医」の制度の充実や今後の公衆衛生医師確保施策において活用していく。また、ウェブサイトを開設し、得られた研究成果や公衆衛生医師の具体的な活躍のイメージの周知を行った。

水安全対策研究分野

- ・水道水質の評価及び管理に関する総合研究（平成 28 年度～30 年度）については、水道水の水質基準等の見直しに必要なデータ収集、農薬類等の検査方法の開発、検出状況の整理等についての成果が得られた。本研究成果は、測定対象となる農薬類の追加や削除及び検査方法の開発に活用されたほか、水質基準逐次改正検討会及び厚生科学審議会生活環境水道部会での検討にあたって基礎データとして用いられた。

- ・人口減少社会における情報技術を活用した水質確保を含む管路網管理向上策に関する研究（平成 29 年度～継続中）については、国内水道事業者や関連技術を有する国内企業に対するヒアリング調査を実施し、水質管理の遠隔化・省力化につながる情報通信技術の実態を把握するとともに、送配水管における水質管理等の課題を抽出した。それらの結果に基づいて、課題解決に向けた送配水管内の水質変動の要因及び変動の予測手法を検討するとともに、水質管理の向上に資する小型水質計の開発を行った。

- ・水道事業の流域連携の推進に伴う水供給施設システムにおける生物障害対策の強化に関する研究（平成 30 年度～継続中）については、水道水源で発生したカビ臭原因物質濃度の上昇の原因究明を行い、その結果を関係水道事業体に対して情報提供を行った。

・小規模水供給システムの安定性及び安全性確保に関する統合的研究（平成 29 年度～継続中）については、小規模水供給システム及びそれらの維持管理の実態調査、小型紫外線消毒装置等による浄水方法の導入可能性について基礎的知見の収集等を行い整理した。

生活環境安全対策研究分野

・公衆浴場等施設の衛生管理におけるレジオネラ症対策に関する研究（平成 28～30 年度）については、研究で得られた成果を踏まえ、公衆浴場における水質管理基準の見直しやレジオネラ属菌の標準検査方法を含めた、公衆浴場における衛生等管理要領等の改訂に係る提案がなされ、また、研究成果については、平成 31 年 2 月に開催した平成 30 年度生活衛生関係技術担当者研修会において関係者へ周知した。

・建築物環境衛生管理基準の検証に関する研究（平成 29 年度～継続中）については、建築物環境衛生管理基準項目に係る最新の知見の収集及び最新の温熱環境の評価方法の検証等、建築物環境衛生管理基準の検討に必要な基礎資料を得た。

健康危機管理・テロリズム対策研究分野

・CBRNE テロリズム等の健康危機事態における原因究明や医療対応の向上に資する基盤構築に関する研究(平成 30 年度)においては、CBRNE 関係の専門家や救急災害医療従事者、行政関係者からなる国内外のネットワークを維持・強化するとともに、国内外の動向・対応事例の収集・分析を実施した。特に、新たに国際的な課題となっている第 4 世代神経剤やオピオイドを用いたテロのリスクやその対策に関してこれまで国内に蓄積のない知見を集積し、今後のテロ対策強化に貢献した。

・災害時において高齢者・障害者等の特に配慮が必要となる者に対して適切な医療・福祉サービスを提供するための調査研究(平成 30 年度)においては、災害時要配慮者の自治体レベルでのベースラインとなる情報を整理し、熊本地震の支援者・対応者等に対する聞き取り調査等に基づき、災害時の医療・福祉サービスの提供の課題を抽出し、今後の災害時の保健医療福祉対応能力の向上のための基礎資料を提供し、体制強化に貢献した。

② 目的とする成果が不十分であった事例

該当なし。

③ 目的とする成果が得られなかった事例

該当なし。

(2) 論文数などの業績（平成 30 年度終了課題について）

原著論文 (件)	その他の論文 (件)	学会発表 (件)	特許等 (件)	その他 (件)

和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
17	27	23	2	157	26	5	0	6	46

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	健康危機管理の根拠となる知見は、医学をはじめとする学際的な学問分野により得られ、その体制・仕組みは法制度・社会状況等を踏まえた実践により構築されるものである。災害対策・テロリズム対策については、今後、地方自治体や他省庁との連携を更に充実させ、より実行性のある総合的な対策を打ち出すことが必要であり、関連機関と連携した研究が必須である。本研究事業は、効果的な健康危機管理体制を常時確保するために必要不可欠なものである。
効率性 の観点 から	本研究事業は、健康危機管理の研究・教育の拠点でもある国立保健医療科学院が Funding Agency として研究費配分機能を担うことで、健康危機管理に関する実状把握、研究管理、教育・人材育成が一元的になされるよう配慮している。
有効性 の観点 から	本研究事業における研究の多くは、健康危機事案の対応に当たる地方自治体や保健所・地方衛生研究所等の行政機関にとって実用性が高い「手引き」、「ガイドライン」、「基準値・検査方法」等の形でその成果が得られている。更なる高度な専門性、迅速性、広域性が求められる全国の健康危機管理体制の底上げ・均てん化に大きな役割を果たすと評価している。

6. 改善すべき点及び今後の課題

健康危機管理事案の発生に際しては、地方自治体、他省庁、保健所等の行政機関によるサービスの充実・強化とともに、関係する職能団体や業界団体、さらには地域住民と協働できる体制をいち早く確保することが重要である。本事業は多様な健康危機課題を対象に、行政機関と関係機関・団体との連携及び地域住民との協働のあり方について、健康危機事案発生を想定した平時からの対応を検討するとともに、健康危機の発生防止、発生に備えた準備、発生時の対応のそれぞれの段階についての研究が実施されてきた。本事業は分野横断的対策と個別分野対策から成っており、時事の変化に対応するためにも、両者とも研究推進を図ることが重要である。

以下に各分野の課題と今後の研究の方向性について述べる。

地域保健基盤形成に関する研究分野では、近年、国民の生活スタイルの変化、健康課題の変化、大規模な自然災害、食中毒事案の広域化、薬剤耐性菌の増加など、地域保健を取り巻く状況が大きく変化しており、地域保健行政は多

様な役割が求められるようになってきている。多様化する健康危機事象に対し、地域において適切かつ迅速な対応が可能となるよう、平時の地域保健に関する研究とともに、有事初期から有事発生後まで状況に応じた柔軟な地域保健システム及び安全管理体制の構築を目指した研究を推進すべきである。

水安全対策分野では、水道水源への汚染物質の流入や気候変動に伴う原水水質の変動、水道施設の老朽化、水道事業に従事する職員数の減少、人口減少による給水収益の減少といった多岐にわたる課題に直面しており、これらに対応するため、安全・安心な水の要件である水道水質基準等を定期的に見直すための研究をはじめ、気候変動等に対しても清浄な水を安定的に供給していくための水安全対策の強化のための研究、給水収益の減少等に対応し持続的な水道事業を実現するための技術的方策に関する研究を推進すべきである。

生活環境安全対策分野では、生活環境の適切な保持のため、公衆浴場のレジオネラ症対策に関する研究、多様化する大規模建築物における効果的な指導方法の検証や新たな建築設備設計基準等の検討など建築物衛生に関する研究、クリーニング業法で定められる消毒が必要な指定洗濯物（タオル、パンツ等）の範囲及びその消毒方法の検証などクリーニング業の質の向上に資する研究等を推進すべきである。

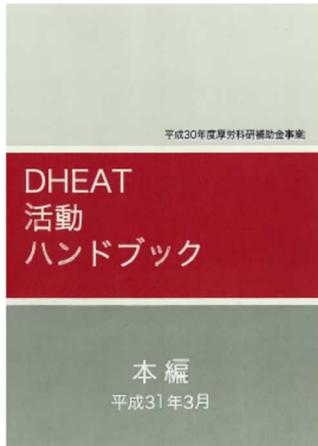
健康危機管理・テロリズム対策分野では、新たなテロリズムや特殊災害の脅威に対応するため、新たな医療対応の開発・人材育成体制整備や、国内外のネットワーク・知見を活かした体制整備・連携強化が必要である。また、平成30年に実施された世界保健機関による国際保健規則に関する合同外部評価において、デュアルユース性が懸念される病原体研究に関する監督体制の確立やオールハザード・アプローチに基づく公衆衛生上のリスクプロファイルの分析の必要性等が指摘されており、外部評価で指摘されたこうした課題への対応が必要である。

自然災害領域においては、災害時要配慮者への対応を含めた、保健・医療・福祉と防災部局の連携強化や、迅速で意思決定に役立つ効率的な情報集約体制の整備に向けた研究を推進すべきである。

<参考> 平成30年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

広域大規模災害時における地域保健支援・受援体制構築に関する研究（平成29年度～30年度）

管理的立場にある市町村保健師の人材育成に関する研究（平成29年度～30年度）



水道水質の評価及び管理に関する総合研究（平成30年度）

生活環境安全対策分野の研究成果を周知した生活衛生関係技術担当者研究会における発表の一例（平成30年度）

